<u>コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方</u>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	
保険会	保険会社向けの総合的な監督指針			
O	統合的リスク管理態	勢関連		
1	ш−3	監督指針においても明示されているように、統合的リスク管理	保険会社における統合的リスク管理の態	
		態勢の整備は、まだベストプラクティスといったものが存在せず、	勢整備状況については、保険課が毎年公表	
		各社が様々な形で模索している状況である。このような現状を踏	している ERM ヒアリングの結果概要からも	
		まえ、経営陣や部門長レベルにおいて、どのような議論が行われ	明らかなように、その進捗は各社で異なっ	
		(公式な会議体以外に勉強会等を含む)、またどのような指示がな	ています。従って、どのような項目を重点	
		されているかについて重点的に検証する旨を明記すべきである。	的に検証するかは、各社の態勢整備状況に	
		また、同様の理由から、統合的リスク管理や ORSA においては、水	応じて異なると考えております。	
		平的検証の果たす重要性が非常に高いと考えられる。従って、そ	統合的リスク管理態勢ヒアリングの結果	
		の検証結果については、ERM ヒアリング同様、必要な情報の加工	については、必要に応じて引き続き公表し、	
		を行った上で、対象保険会社のみならず、広く一般に公表を行う	保険業界全体の統合的リスク管理態勢の高	
		ことが有用と考える。その旨を監督指針にも明記することを検討	度化を促していく予定です。	
		願いたい。		
2	ш −3	「監督指針Ⅱ-3-1意義」及び「検査マニュアルⅠ. 経営陣に	監督指針「I-2」や保険検査マニュアル	
		よる統合的リスク管理態勢の整備・確立状況」には、次の記述が	「【はじめに】(3)」に記載の通り、本監督	
		ある。	指針等は、保険会社の実態を十分に踏まえ、	
		「保険会社の統合的リスク管理の標準的な枠組みはまだ確立さ	様々なケースに対応できるように作成した	
		れていないが、上記の重要性に鑑みれば、保険会社においては、	ものであり、評価項目の全てを各々の保険	
		業務の規模・特性に応じたリスク管理の更なる高度化に向けた不	会社に一律に求めているものではなく、各	

評価項目の字義通りの対応が行われていな 断の取組みが必要である。」 標準的な枠組みが確立されておらず、個社の特性に応じた取組|い場合であっても、保険会社の財務の健全 みが求められている以上、今回の監督指針に述べられている要求 性及び業務の適切性等の確保の観点から問 は、あくまでも金融庁が求める「理想的」状態であり、ここで求一 題のない限り、現段階においては不適切と められている項目は、各社が自社の判断に基づき重要と考えるリー するものではありません。一方、統合的リ スクに対して、自らが相応しいと判断した手法を以って管理すべ | スク管理態勢に係る評価項目で求められる きもので、すべての保険会社が画一的にここに記述された方法を | 態勢が形式的に具備されていたとしても、 採用し対応すべきものではない、という理解でよいか。 必ずしも十分とは言えない場合もありうる ことから、自社の業務やリスク特性、規模、 複雑性に応じた不断の取組みが必要である と考えております。 各社において、業務やリスク特性、規模、 3 $\Pi -3$ 「高度化に向けた不断の取組みが必要」とされていることから も、統合的リスク管理は、謂わば、経営そのものであり、一時に│複雑性に応じた適切なリスク管理態勢が整 完成するものではなく、段階的に改善・向上させていくべきもの|備されているかを評価します。なお、評価 と理解している。その意味からも、各社の準備状況や注力すべき「項目の全てを各々の保険会社に一律に求め |分野も異なっているのは当然の状況と考えるが、金融庁としては | ているものではありません。 こうした各社の現状の差異をどのように評価しようと考えている のか。また、今回 IAIS が平成 23 年 10 月に採択した「保険コアプ リンシプル」に言及しているが、ソルベンシーⅡ等、海外の事例 をみても数年から十年程度の準備期間を設けて進めてきているも のと理解している。金融庁当局は、今回の指針・マニュアルに織 り込まれた事項の実施を来年から全社で行われることを期待して いるのか。あるいは、未実施項目については、例えば実施のため

		の計画案等の説明に替えることも可と考えているのか。	
4	п-3		実見の多り リスカナなるめに英田ナス
4	ш-3	Ⅱ-3の構成において、統合的リスク管理の下に個別リスク管理	貴見の通り、リスクを統合的に管理する
		が位置付けられることが明確化された。このため、統合的リスク	部門等の役割は非常に重要です。従って、
		管理を担う部門(に加え、内部監査部門)は、個別リスク管理を	監督指針「Ⅱ-3-7-3 (2)」等において、ご
		担う部門やその他の関連部門から必要な情報の報告や、その他の	指摘のような着眼点を記載しております。
		必要な指示を行う権限が十分に付与されていることが重要とな	
		る。このような視点に基づき、社内規定の整備状況や実態的な運	
		営状況等について、多面的な視点から検証を行うことを明記して	
		はいかがか。なお、後者の実態面での検証は、通常、証跡が残り	
		にくく、検証が困難であると考えられるため、非公式な打ち合わ	
		せのメモや担当者へのヒアリングを活用することも考えられる。	
5	ш−3	統合的リスク管理の領域は非常に広範であり、かつ正解がある	外部検証可能性については、内部統制上
		わけではないことから、ハイレベルなことからテクニカルなこと	の重要な機能であり、統合的リスク管理の
		まで、自社の規模やリスクプロフィールを踏まえつつ、決定しな	検討プロセスに限らず求められることか
		ければならない要素が多い。このような点を踏まえると、重要な	ら、当該項目のみに記載することはなじま
		決定がどのような議論によりなされたか、議事録等により外部か	ないと考えております。
		らも検証可能であることが望まれる。例えば、過去に決定された	
		 ことが、見えない形で取り消されている等があるのは、あまり望	
		 ましくないと考える。このような観点から、統合的リスク管理の	
		検討プロセスの外部検証可能性について、監督指針に追加すべき	
		である。	
6	по		ごお体のよけ カエ宮の美明と答べ与る
6	П −3	各保険会社とも、監督指針や検査マニュアルに押される形で統	ご指摘の点は、改正案の着眼点等で包含
		合的リスク管理態勢の整備に向けた取り組みを進めている。しか	しているものと考えており、貴重なご意見

		しながら、業界全体では、経営のサポートの弱さ、部門間の政治	として承ります。
		争い、専門的知見の浅さ等から、なかなか思うように進んでおら	
		ず、リソースの浪費とも思われる状況が続いているように思われ	
		る。このような会社では、一見、検討を着実に進めているかのよ	
		うに見える、いわばコンプライアンス的対応を行っているように	
		思われる。当局においては、監督指針に基づき、このような状況	
		を適切に指摘する必要がある。このようなコンプライアンス的対	
		応には、次のようなものが挙げられる。(1) いつまでも経済価値	
		ベースのバランスシートの報告にとどまっている、(2) 他社情報	
		の収集を重視している、(3) 実質的に統合的リスク管理部門だけ	
		で取り組みを進めている。(2) については、やってる感が出せる	
		こと、経営陣が常に他社の動向を気にすること、非開示情報を掴	
		むことが権力の源泉になるという思い込みがあること等の理由か	
		ら特に重視される傾向があるが、実際の取り組みを行ったことが	
		ある者には、このような情報はそれほど必要性が高くないことを	
		知っているはずである。このようなコンプライアンス的取り組み	
		を指摘する視点を監督指針に加えるべきではないか。	
7	П −3	統合的リスク管理では、よく言われるように、定量的な検討の	貴見の通りであり、貴重なご意見として
		みにとどまり、戦略的リスク管理のような検討がなされていない	承ります。
		ケースがあると思われる。統合的リスク管理の領域は非常に広く、	
		かつ定まったプラクティスが存在しないため、同時に広い分野の	
		検討が必要となる。上記例とは逆に戦略的リスク管理を優先し、	
		定量的な検討が疎かになっていても問題である。重要なのは、統	

			<u></u>
		合的リスクを構成する様々な重要な要素について、全体を踏まえ	
		た上で計画的に取り組んでいるかであり、そのような検証が重要	
		と考える。	
8	П −3	統合的リスク管理の整備においては、統合的リスク管理部門、	ご指摘の通り、関連部門間の連携は重要
		資産運用リスク管理部門、保険引受リスク管理部門、内部監査部	であり、統合的リスク管理の前提であると
		門等、多くの部門の連携が必要となる。このような連携は有効な	考えております。
		統合的リスク管理態勢の整備に不可欠なものであるため、例えば、	
		保険引受リスク管理部門において EV の計算を行っているにもか	
		かわらず統合的リスク管理においてはそれを活用していないケー	
		スや、個別リスク管理(資産運用や保険営業、商品開発等のリス	
		クテイクを含む)における検討と ERM の検討がリンクしていない	
		ケースがないか等、連携の十分性についての検証も有効であると	
		考えられる。連携が十分でない場合には、その理由について、経	
		営陣の認識や指示のあり方等、多面的な検証を行うことが考えら	
		れる。	
9	П −3	今回の改正により、各種リスク管理が統合的リスク管理の下に	監督指針においては、経営陣の役割と、
		位置付けられるようになった。このこと自体は正しい方向である	リスクを統合的に管理する部門の役割を書
		と認識しているが、統合的リスク管理部門は経営陣が担うことの	き分けており、ご懸念のような、経営陣が
		ほぼすべてを行うべきかのように読めないこともない。我が国の	担うべき役割まで、リスクを統合的に管理
		組織風土においては、このような読み方をすることにより、会社	する部門に求める意図はありません。
		の経営に少しでも問題があれば、それは全て統合的リスク管理部	
		門の取り組みが不十分なためであり、統合的リスク管理部門は経	
		営のあり方を根本的に変えることこそが役割である、経営を変え	

~	
られなければ統合的リスク管理部門の存在意義はないと、統合的	
リスク管理部門に対して空想的な目標を押し付け、経営陣よりも	
ずっと上位に位置付けるような誤解をするようなケースも想定さ	
れる。このような誤解を避けるためにも、監督指針の記載の明確	
化を求めたい。	
10 Ⅱ-3 今般の監督指針の改正と既に改正済の検査マニュアルにおい 監督指針「Ⅱ-3-7-	-3 (2)」において、
て、貴庁が保険会社に対して統合的リスク管理態勢の整備を求め「保険会社の業務やリス	スク特性、規模、複
る姿勢は極めて明確なものとなっている。しかしながら、保険会 雑性に応じて、リスクを	を統合的に管理する
社によっては、その整備に向けた取り組みはマチマチである。社 部門を明確化し、同部門	門の長及び担当役員
長をトップに専務や常務クラスをメンバーとして検討を進める会を配置した上で」と記載	載しており、適切な
社もあれば、担当役員をトップに各部長クラスをメンバーに検討 役割分担の下、適切な約	統合的リスク管理態
している会社もある。統合的リスク管理が経営そのものであれば、対象を構築することが重要	要であると考えてお
どのような取り組み体制が必要かは明らかであると思うが、本気ります。	
になれない会社は現場レベルに検討を投げただけというのが現実	
ではないか。当局におかれては、このような取り組み体制も検証	
のポイントとしては如何か。	
11 Ⅱ-3 統合的リスク管理に関する充実した内容が追加されることとな	
った。しかしながら、我が国においては、統合的リスク管理の取	
り組みは、本来的に行われるべき経営レベルではなく、現場レベ	
ルで投げられ、経営からのサポートが得られない、より悪いケー	
スでは他部門から足を引っ張られるというケースすらあるように	
見受けられる。ついては、統合的リスク管理の整備に関する監督	
を行うにおいては、単に統合的リスク管理整備に関してどのよう	

		な資料が取締役会に報告されているかではなく、それがどのよう	
		な主導、協力の下で行われているかに着目することが重要と考え	
		る。	
12	П−3	用語に関して監督指針と検査マニュアルの間での整合性または	リスクプロファイルについては検査マニ
		統一性、2 つの用語の違い等、以下の点についてもお伺いしたい。	ュアルに記載の定義と、リスクの管理方針
		(ア)リスクプロファイル、リバース・ストレステストやトー	についてはリスク管理方針と同義です。こ
		タルバランスシート等の用語が説明なく追加・使用されているが、	れらはご指摘を踏まえ修正します。
		説明は必要ないとの認識か。(また、検査マニュアルではリスク・	リスク管理方針等とは、リスク管理方針
		プロファイル(点あり)であるが、監督指針ではリスクプロファ	を含む各種規程を含んだ概念です。
		イル(点なし)となっている。)	他の用語につきましては、例えば、リバ
		(イ) 監督指針においてリスク管理方針とあるが、検査マニュ	一ス・ストレステストなど、必要と考えら
		アルでいう統合リスク管理方針及び統合的リスク管理規程との関	れる部分については定義をしております。
		係として、どのような整理付けがされているのか。また、Ⅱ-3-4 リ	監督指針は、金融庁が日々行っている保
		スク管理方針において、「リスク管理方針」、「リスク管理方針等」	険会社の監督事務に関し、その基本的な考
		および「リスクの管理方針」という異なった記載がみられるが、	え方や事務処理上の留意点等を体系的に整
		区別して使用しているのか。	理することを目的として取りまとめ・公表
		(ウ)Ⅱ-3-9 資産負債の総合的な管理において、題名に「総合	しているものであり、保険会社の実態を十
		的」と使用されている一方、Ⅱ-3-9-2 主な着眼点の(1)におい	分に踏まえ、様々なケースに対応できるよ
		て、「総合的」から「統合的」にわざわざ変更されている。このこ	うに、一部用語の定義を定めていないとこ
		とから鑑みると、「総合的」と「統合的」を使い分けているように	ろがあります。用語や文章で不明な点があ
		見受けられるが、どのような違いを基に使い分けているのか。	れば、随時お答えしていくこととしたいと
13		今回の監督指針に限らず、保険検査マニュアルにおいてもであ	考えております。
		るが、限度枠やリミットといった用語に明確な定義がなくかつ一	なお、監督指針「Ⅱ-3-9-2 (1)」におけ

		貫性がないように使用されているように感じている。もちろん、	る「総合的」から「統合的」への変更につ
		業界にあっても共通の定義はないが、せめて各文書の中ではある	いては、監督指針「Ⅱ-3-7-3 (2)」におい
		程度指しているものがイメージできなければ、当局の意図が伝わ	て、同じ内容を記載しており、整合性をと
		らない。このような観点から、定義が必要なものは定義し、一貫	る観点から、「総合的」から「統合的」に変
		した用語の使用を検討頂きたい。汚い文書をさらにつぎはぎして	更しております。
		いくと、メンテナンス不可能な文書となってしまうというのは、	
		文書管理における基本である。	
14	П−3	統合的リスク管理においては、リスクアペタイトやリスク選好	監督指針は保険会社の実態を十分に踏ま
		とか、リスク限度枠やリスクリミット等、定義があいまいで、使	え、様々なケースに対応できるように作成
		用する者や文脈によって意味が異なりうる用語が多い。統合的リ	したため、一部用語の定義を定めていない
		スク管理の整備を行うに際しては、このような用語の社内の定義	ところがあります。
		を明確化し、コミュニケーションを行うことが重要である。監督	ご指摘の通り、社内でこれらの用語を用
		指針においても、このような視点が書かれるべきである。	いる場合は、定義を明確化しコミュニケー
			ションを行うことが重要です。
15	П−3	各社において、一定程度、経済価値ベースの ERM の検討が進ん	監督指針は、金融庁が日々行っている保
		でいることを踏まえ、各社で共通性、収斂が見られている要素に	険会社の監督事務に関し、その基本的な考
		ついては、順次、監督指針に反映していくべきではないか。例え	え方や事務処理上の留意点等を体系的に整
		ば経済価値ベースのバランスシートに含める資産、負債の科目の	理することを目的として取りまとめ・公表
		種類、税効果、注記の取扱い、リターンの把握方法、リスクとリ	しているものであり、保険会社の実態を十
		ターンの対比方法等が考えられる。プリンシプルベースとはいえ、	分に踏まえ、様々なケースに対応できるよ
		業界の水準を高めて行くためには、このような詳細化は必要であ	うに記載しております。
		ると考える。	
16	П −3	統合的リスク管理は、まだ確立された実務が存在せず、各社が	保険会社における統合的リスク管理への

		それぞれに模索を行っているところである。業界全体でこれらの	取組みについては、ERM ヒアリングの結果
		取り組みを効率的に推進し、かつ望ましい実務の早期確立を目指	概要という形で、当庁ウェブサイトに公表
		すべく、貴庁において、情報の取り扱いに差し支えのない範囲に	しております。
		おいて、統合的リスク管理に関する事例集を作成することとし、	
		その旨を監督指針に記載してはいかがか。	
17	II -3	統合的リスク管理態勢の検証においては、監督当局(検査局を	貴重なご意見として承ります。
		含む)においても、従来以上に専門的知見が求められることとな	
		る。特に、現状、監督当局においては、統合的リスク管理分野に	
		おけるアクチュアリーが不足していると認識している。もし専門	
		的知見が不足した状況で監督業務が行われれば、監督指針を表面	
		的に解釈した検証にとどまり、保険会社のリスク管理のコンプラ	
		イアンス化をもたらすことにつながりかねない。このような観点	
		から、統合的リスク管理の監督および検査のプロセスにおいて(水	
		平的レビューやフィールドテスト、監督指針・検査マニュアルの	
		改定を含む)、必要に応じて、グローバルかつ専門的知見を有する	
		保険数理コンサルティング会社等と連携を図る旨を記載すべきで	
		ある。その際には、当該会社と各保険会社の独立性や情報の取扱	
		についても、十分に配慮したものとすべきである。	
18	П−3	既存の保険検査マニュアルにおいてもそうであるが、今回の監	今般の統合的リスク管理態勢に係る改正
		督指針の改正案を見て受ける印象は、基本的には銀行業界のもの	は、IAISが平成 23 年 10 月に採択した ICP16
		の輸入であるため、保険引受リスク管理や再保険、統合的リスク	等の内容を踏まえて、構成や内容を整理し
		管理の記載が、保険会社向けの内容として十分な広さ、深さに至	たものです。
		ってないと強く感じる。諸外国のケースを挙げるまでもなく、こ	ご指摘については、貴重なご意見として

	Т		
		のような改正草案を金融庁だけで作成する必要はないので、生命	承ります。
		保険協会、損害保険協会、日本アクチュアリー会等にサポートを	
		依頼してはいかがか。もし中立性の観点から業界団体の関与が望	
		ましくないのであれば、リスク管理コンサルティング会社のサポ	
		一トを得ることも考えられる。また草案の作成だけでなく、品質	
		や十分性の観点からの第三者評価を得るのも良いのではないか。	
19	П −3	統合的リスク管理の枠組みは、まだ業界標準のプラクティスが	貴重なご意見として承ります。
		確立しておらず、各社が模索している状況である。また、当局に	
		おいても、各社の取り組み内容を踏まえつつ、監督に必要なノウ	
		ハウを蓄積していくものと考えている。このような状況を踏まえ	
		ると、貴庁におかれても、ERM ヒアリングやフィールドテストの	
		ような定点観測に加え、リアルタイムでの把握を行うべく、各社	
		の検討資料を徴求し、それに基づき各社と議論を重ねることは、	
		非常に有意義ではないかと考える。さらには、このような取り組	
		みからの蓄積をもとに、各社にベストプラクティスを求める等の	
		取り組みにもつながるのではないか。	
20	П−3	有効な統合的リスク管理の枠組みにおいては、統合的リスク管	保険会社がどのような会社等とコミュニ
		理の取り組みについて、公衆開示にとどまらず、監督当局や格付	ケーションを図るかは、その要否や実施頻
		会社との継続的な対話を行うことが重要であり、このようなコミ	度も含め、各社で判断することであると考
		ュニケーションをどのように行うかに関する方針が適切なプロセ	えております。
		スで定められ、それに基づき運用がなされているかについての検	なお、監督当局とのコミュニケーション
		証が必要である。記載を求めたい。	については、統合的リスク管理態勢ヒアリ
			ング等を通じ、必要に応じ実施しておりま
	ı		1

			す。
21	п −3−1	Ⅱ-3-1に「特に、大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社に	ご指摘の箇所は、統合的リスク管理の意
		おいては(中略)全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコ	義について述べたものであり、「大規模かつ
		ントロールする統合的リスク管理態勢を整備することが重要であ	複雑なリスクを抱える」かどうかを基準に、
		る」とありますが、本監督指針では、統合的リスク管理態勢の整	統合的リスク管理を行う必要があるかどう
		備は「大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社」のみに求めて	かを区分する意図はありません。保険会社
		いるのでしょうか。それとも「Ⅱ-3-7-3 報告体制と役割」の(2)	においては、その業務やリスク特性、規模、
		などから窺えるように、保険検査マニュアルと同じく、業務やリ	複雑性に応じて、適切な統合的リスク管理
		スク特性、規模、複雑性に応じた統合的リスク管理態勢の整備を	の態勢を整備すべきと考えております。
		全ての保険会社に求めているのでしょうか。	
22	I I −3−2−1	Ⅱ-3-1 において、リスクプロファイルの認識の必要性について	ご指摘の点については、監督指針「Ⅱ
		触れられている。リスクプロファイルの認識は、リスクアペタイ	-3-2-1」に記載した「経営陣においては、
		トに基づくリスクテイクを行う上での基礎となるものである。す	直面している又は将来直面するであろう全
		なわち、リスクアペタイトに基づいてどのようなリスクをどれだ	ての予見可能な重大なリスクを認識して対
		けとるかという視点は、目に見えない複雑な特徴を有するリスク	応することが求められる。」に含んでおりま
		というものを多面的に捉えることができなければ、なかなか定め	す。
		ることができないのである。このような観点から、リスクプロフ	
		ァイルは単に把握しているかというよりは、あらゆる重要な特徴	
		を多面的に把握するように継続的に検討・研究を行うことが求め	
		られる。このような視点の追記をお願いしたい。	
23	п −3−2−2	Ⅱ-3-2-2において、エマージングリスクの観点を明示的に追加	リスクの特定に当たっては、ご指摘のよ
		すべきである。	うなエマージングリスクを把握するための
			取り組みも重要です。こうした取り組みは、

			監督指針「Ⅱ-3-2-2 (1)」に記載した「保 険会社が重要と認識している全てのリスク を考慮」に含まれております。
24	п-3-3-2	(1)に「少なくとも保険引受リスク、資産運用リスク(市場リスク、信用リスクなど)、オペレーショナル・リスクを含む全てのリスクのうち重要なリスク(重要なグループ会社に係るリスクを含む。)を測定するものとなっているか」とありますが、測定対象とすべきなのは「全てのリスクのうち重要なリスク」でしょうか。それとも、「少なくとも(中略)オペレーショナル・リスクを含む重要なリスク」でしょうか。後者の場合、オペリスクの測定が必須となってしまいます。	測定対象とすべきリスクは、保険引受リスク、資産運用リスク(市場リスク、信用リスクなど)、オペレーショナル・リスクを含む「全てのリスクのうち、各社において重要と考えるリスク」です。
25	п-3-3-2	測定すべきリスクの対象にオペレーショナル・リスクが追加されているが、現時点では、オペレーショナル・リスクの測定に関し、統一された標準的な手法は確立されていないと認識している。当面は、VaR 等の統計手法を各社に統一的に求めるものではないとの理解でよいか。	貴見の通りです。しかしながら、オペレーショナル・リスクは、リスクの所在が多岐に渡り、リスク計測上の難易度が最も高いリスクの一つであると認識しており、オペレーショナル・リスクそのものを軽減するような経営を行うとともに、計量化に関する評価方法やデータ収集などの検討や研究を継続的に行って、リスク計量モデルの開発・改善に取り組んでいくことが重要であると考えております。
26	п −3−3−2	保険のオプション評価について、検査マニュアルの表現を踏襲	ご指摘の基本的な評価手続は、保険のオ

		した、確立された手法がまだない旨の表現があるが、当該評価手	プション評価に関するものと思われます
		法が完全でないのは他の評価手法にも同様に言えることであり、	が、監督指針「II-3-3-2 (2)」に記載する
		また基本的な評価手法(リスク中立による評価)としては業界で	リスクの計量化では、保険のオプション評
		ほぼ共通認識があり、実務に携わる者からすると違和感のある表	│価を行った上で、そのリスクを計量する必 │
		現である。むしろ、モデルの限界の把握という、他のモデルと同	要があります。保険のオプション評価から
		様の表現の方が適切であると考える。このような違和感のある表	リスクの計量化を行う手法については、他
		現は、当局が当該内容を正しく理解しているのか、監督指針に本	のリスクに比べ、未だ確立されたものはな
		気で準拠する必要があるのか等の信頼を失う原因にもかりかねな	いと考えております。
		い。表現の見直しを期待したい。	
27	П −3−3−2	「複雑なモデルが適切である」とあるが、必ずしも複雑なモデ	「複雑なモデル」とは、工学的事故発生
		ルが適切とはいえないため、「複雑なモデルが必要になる場合があ	モデルなどを想定したものであり、巨大災
		る」と修正いただきたい。	害リスクを測定するにはこのようなモデル
		修正が難しい場合、第2文「例えば、~」中の「こともありう	の適用が重要であると考えております。
		ることを踏まえ、」が、「損害保険の一部~複雑なモデルが適切で	なお、後段について「例えば」は両者に
		ある」と「比較的簡易な計算が適切である」の両者にかかるとい	かかっております。
		うことを確認したい。	
28	II -3-3-2	リスク計測モデルの限界を認識することの重要性が述べられて	ご指摘の点については、リスク計量モデ
		いる。我が国の組織風土においては、このようなモデルの限界の	ルの限界を経営者が理解することが重要で
		重要性が正しく理解されず、「単純にモデルが誤っていたのか、そ	あると考えられ、この点については、監督
		れではその責任は誰にあるのか」と受け止められることを恐れる	指針「Ⅱ-3-3-2」に記載しております。
		あまり、モデルの限界について経営陣に報告することを避ける、	
		統合的リスク管理部門や内部監査部門等の他部門(場合によって	
		はグループの上位にある会社)に対してリスク計測モデルの詳細	

		を見られることを避ける、証跡づくりとして第三者機関から OK	
		をもらったという簡単な報告のみを行う、といったことが起きる	
		可能性もあるように考えられる。やや個別過ぎる視点のようにも	
		思われるが、我が国の組織風土も踏まえ、監督指針にも明記する	
		ことが考えられる。	
29	II -3-3-2	保険引受リスクの計測においては、市場リスクとは異なり、伝	他のリスクと同様に、保険引受リスクの
		統的に、各社が内部モデルを検討するというよりは、アクチュア	計測においても、各保険会社自身が内部モ
		リー会により決められた業界標準的な方法に従うという暗黙の考	デルを検討することが重要です。
		え方があるように感じている。しかしながら、内部管理に用いる	なお、リスクの測定に関する評価項目(内
		保険引受リスク計測モデルは、あくまでも、各社のデュープロセ	部モデルを含む) については、監督指針「Ⅱ
		スに基づいて導入すべきものであり、アクチュアリー会の検討内	-3-3-2」に記載しております。
		容は内部モデル検討のためのインプットに過ぎないことを確認し	
		たい。もし以上のような認識が正しいとすれば、上記のような暗	
		黙の考え方によって、必要な内部統制上の不備が生じないよう、	
		監督指針における記載の明確化の検討をお願いしたい。特に、保	
		険引受リスクは、商品性やデータ管理等、市場リスク以上に各社	
		固有の考慮すべき事情があるため、内部モデルの固有性もより強	
		くなると考えられる。このため、必要な内部統制上の視点もより	
		多くなるものと考えている。	
30	II -3-3-2	(7) において、第三者による内部モデルの検証が挙げられてい	貴見の通りです。
		るが、あくまでも社内の内部監査部門や統合的リスク管理部門に	
		よる検証が一義的なものであり、第三者による検証はあくまでも	
		これらを補完するものであることを確認したい。	

31	П −3−3−2	我が国の組織風土にあっては、内部モデルの検証は、統合的リ	内部監査部門等による内部モデルの検証
31	ш-3-3-2		
		スク管理部門や内部監査部門がその必要性を認識していても、長	は、完璧な統合的リスク管理のフレームワ
		い歴史による強固な社内政治力を持つ個別リスク管理部門が、完	一クが導入されてから行うものではなく、
		壁な統合的リスク管理のフレームワークが完全に導入されていな	各社の統合的リスク管理の進展に応じて行
		ければ、そのようなことはする必要がないといい、なかなか取組	うことが望ましく、フィールドテストのよ
		が難しいケースも想定される。従って、フィールドテストのよう	うな形で一律強制的に実施を促すことは、
		な形で半ば強制的に実施し、統合的リスク管理部門をサポートす	適当ではないと考えております。
		べきではないか。	
32	п −3−3−2	今般、改正された統合的リスク管理および、別途、中期的目標	貴重なご意見として承ります。
		とされる経済価値ベースのソルベンシー規制導入の双方を視野	
		に、内部モデル承認申請の試行を行ってはいかがか。内部モデル	
		の承認申請は、保険会社、貴庁双方にとってチャレンジであり、	
		試行的にでも、早期に取り組む必要性は高い。また、保険会社に	
		よっては、ERM への取り組みについて、規制導入動向を見極めつ	
		つ様子見をしている会社もあることから、このような会社に対す	
		る後押し効果も期待される。	
33	п -3−3−2	今回の改正においても、リスク管理関連の文書化の必要性がう	貴重なご意見として承ります。
		たわれているが、文書化の推進は、一義的には各社における統制	
		の確立されたリスク管理態勢の構築が目的であるものの、監督当	
		局における各社の詳細な状況把握に加え、監督当局のノウハウ蓄	
		積にも資するものと考える。保険会社の統合的リスク管理を推進	
		していくためには、監督当局のノウハウ蓄積は非常に重要である	
		│ │と考える。また、統合的リスク管理にとどまらず、監督当局から	

		みて、十分に記載内容、根拠、背景を理解することのできない規	
		定や文書は十分でないと考えられる。そのような観点から監督当	
		局の主導により文書化を充実させていくことは、保険会社、監督	
		当局の双方にとって有益であるとの認識に基づいた監督に期待し	
		たい。	
34	Ⅱ -3-3-2	統合的リスク管理においては、リスク管理計画、リスク管理の	文書化は、統合的リスク管理のみに必要
		高度化計画、リスク計測方法の検討・検証の手順、検討・検証結	なものではなく、保険会社が、内部管理や
		果の報告、リスク計測の方法、前提条件の設定方法、リスク計測	内部統制の観点から行うものであり、統合
		結果の報告、これらの決定・承認プロセス、各種リスクテイク(資	的リスク管理についても、他の内部管理や
		産運用や商品開発、保険営業等)計画の策定・承認手順、リスク	内部統制と同等に文書化が行われるべきと
		テイクの実施手順、リスクテイク結果の報告等の様々な内容につ	考えております。
		いて、報告先毎に様々なレベルの詳細度の文書化が求められる。	
		これらは、経営陣が統合的リスク管理に依拠した経営を行うため	
		に不可欠な統制の要素であると考えられる。保険会社によっては、	
		従来から社内規定に基づく業務運営が当然視されている会社もあ	
		れば、結論とポイントの簡単な説明のみで十分とする属人的な(い	
		わゆる、いい感じの)運営を行っている会社も存在する可能性が	
		ある。後者のような会社にあっては、統合的リスク管理の整備に	
		ついて、フレームワークの導入のみが重要な目標と限定的に捉え	
		てしまい、統合的リスク管理を構築していく上で文書化が重要・	
		必要不可欠かつ困難度の高い要素であると認識することなく、単	
		なるコンプライアンス的な要素として捉えられる(そのため、全	
		てが終わった後で行えば良いと認識される)可能性がある(例え	

		ば、経営陣には、適切なプロセスに基づいて必要なレベルの文書	
		化が行われるような態勢を整備し、それを確認することが期待さ	
		れるのであるが、経営陣は文書化された内容の全てを理解できな	
		ければ意味がないという誤解もあるのではないか)。このようなこ	
		とも踏まえ、統合的リスク管理の文書化の必要性や背景について	
		は、その詳細を監督指針に記載することが望ましいと考える。	
35	II -3-3-2	近年、保険会社各社では、資産運用リスク、保険引受リスクを	貴重なご意見として承ります。
		含む、統合的リスク管理に関するシステムに多額の投資を行って	
		いる。このようなシステムの開発が、統合的リスク管理態勢整備	
		の観点から、どのように進められているかについての把握を行う	
		べきであり、そのような視点の追加の検討をお願いしたい。これ	
		は、費用対効果を踏まえた有効な統合的リスク管理態勢の整備と	
		いう視点のみならず、当局における各社の統合的リスク管理整備	
		状況の適時の把握という観点からも重要であると考える。具体的	
		には、統合的リスク管理高度化計画との関係を十分に踏まえてい	
		るか、中期的な開発方針の策定、予算決定における取締役会や各	
		種委員会の関与、開発内容の決定プロセス、検証態勢、文書の整	
		備状況、統合的リスク管理部門や内部監査部門の関与、グループ	
		会社(外国保険会社における本支店を含む)間での調整等が考え	
		られる。なお、このような把握を行うに際しては、比較的パッケ	
		ージの導入的な要素の強い資産運用リスク管理システムと、商品	
		特性やデータ管理等、各社の固有性の強い保険引受リスク管理シ	
		ステムについては、その違いに留意が必要と考える。また、この	

		ような把握には、実効性や内部統制のあり方等、様々な視点から	
		の検証が必要となることから、水平的レビューの活用を監督指針	
		に明示することも有効であると考える。	
36	п-3-3-3	ストレステストは、資本十分性以外にも、リスクプロファイル	ストレステストは、資本の十分性のみな
		の把握等、様々な目的において使用されるものである。従って、	らず、リスク・プロファイルを把握するた
		章のヘッダーをストレステストとするのであれば、多様な使用目	めのリスク測定等にも用いられることか
		的を記載すべきであるし、現在の内容のままとするのであれば、	ら、「リスクの測定」の一部として項目立て
		資本十分性評価に関係する章に統合すべきである。	しております。なお、ストレステストは、
			資本の十分性やリスク・プロファイルを把
			握するためだけでなく、貴見の通り、各社
			において様々な目的で使用されると考えら
			れることから、監督指針でその使用目的を
			個別に記載することは適当ではないと考え
			ております。
37	I I −3−3−3−1	(2) に「統合リスク管理」とありますが (2 か所)、「統合的リ	本改正においては、統合リスク管理とは、
		スク管理」とは別の内容でしょうか。	統合的リスク管理手法のうち各種リスクを
			V a R等の統一的な尺度で計り、各種リス
			クを統合(合算)して、保険会社の自己資
			本等と対比することによって管理するもの
			を指しております。保険検査マニュアル「統
			合的リスク管理態勢の確認検査用チェック
			リストⅢ. 2. ②(ii)統合リスク管理へ
			の取組 脚注 18」をご参照下さい。

38	I I −3−3−3−1	新たにリバース・ストレステストの実施が求められるようにな	監督指針「Ⅱ-3-3-3-1」にも記載の通り、
		るところであるが、リバース・ストレステストは、あくまでも、	ストレステスト及びリバース・ストレステ
		各社がリスクプロファイルを把握するプロセスの一環として実施	ストは、将来の不利益が財務の健全性に与
		すべき手段の一つであると考える。つまり、リバース・ストレス	える影響をチェックし、必要に応じて追加
		テストは、あくまでも、各社がリスクプロファイルを適切に把握	的に経営上又は財務上の対応をとっていく
		する上で必要と考えた場合において、その目的に沿って実施すべ	ためのツールであり、保険会社においては、
		きものである。今回の監督指針の記載では、リバース・ストレス	市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び
		テストの実施そのものが目的であるかのように読めるため、目的	保有するリスクの状況に応じて、これらの
		が不明瞭なまま単にリバース・ストレステストが実施される等、	テストを実施することが重要であると考え
		リスク管理のコンプライアンス化をもたらしかねない懸念があ	ております。
		る。このような視点に基づき、リバース・ストレステストに関す	
		る記載方法の再考をお願いしたい。	
39	I I −3−3−3−1	「リバース・ストレステスト」については、「経営危機に至る可	
		能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロール	
		すべく必要な方策を準備するためのストレステスト」とあるが、	
		保険会社の財務健全性が高い場合には、リバース・ストレステス	
		トにより特定された経営危機シナリオの蓋然性が著しく低い可能	
		性があるため、「必要な方策を検討するためのストレステスト」と	
		定義していただきたい。	
		修正が難しい場合、上記のように、リバース・ストレステスト	
		により特定された経営危機シナリオの蓋然性が著しく低いと判断	
		される場合には、リスクをコントロールするための必要な方策を	
		準備しなくてもよいことを確認したい。	

40			
40	Ⅱ -3-3-3-1	(7)において、外国保険会社には本店で実施されたストレステ	ご指摘の点については、監督指針「Ⅱ
		ストを入手し、本支店全体でのリスク把握に努めることが求めら	-3-6」及び「Ⅱ-3-7」に記載しております。
		れている。しかしながら、本支店全体のリスクを把握するために	
		は、ストレステストの入手だけでは十分でないと考えられる。す	
		なわち、本店におけるリスク管理態勢(各種規定や関連会議の資	
		料、議事録を含む)、リスクテイクの状況等の把握が必要と考える。	
41	I I −3−3−3−1	統合ストレステストにおいては、シナリオの策定において、経	ご指摘の点については、監督指針「Ⅱ
		営陣の関与に加え、関連する部門が統合的リスク管理部門、個別	-3-3-3-1 (4) 及び (5)」に包含されており
		リスク管理部門、内部監査部門など、多岐に渡ることを踏まえた	ます。
		検証が必要であると考える。具体的には、統合的リスク管理部門	
		と各リスク管理部門、その他の関連部門間で十分な連携がなされ	
		ているか、実質的に一部の部門だけで行われていないか、関連会	
		議体や部門間でどのような議論がなされているか、内部監査部門	
		による検証が十分に行われているか等が考えられる。また、この	
		ようなプロセスが検証可能な形で業務が行われているかについて	
		の検証も重要であると考える。	
42	I I −3−3−3−2	監督指針の位置付けより、Ⅱ-3-3-3-2 における「規則第 59 条	開示、報告徴求、業務改善命令等に言及
		の 2・・・開示するものとする」は「・・・開示しているか」と	している箇所でご指摘のような表現を使用
		すべきではないか。他にも同様の箇所がある。	しております。
43	п −3−4−1	リスク管理方針は、会社のリスクテイクおよびリスク管理の基	ご指摘の点については、監督指針「Ⅱ-1-2
		本的な方針であることから、全ての役職員に周知されていること	(2)」に記載しております。
		が重要である。監督指針においては、そのような検証を行う旨を	
		記載すべきと考える。例えば、各部門長にまでしか開示されてお	
L	<u> </u>	l .	

			1
		らず、それ以下の職員には部門長が必要性を判断して周知すると	
		しているケース等、リスク管理方針の意義を理解していない、注	
		意を要するケースを具体的に明記することも有効であると考え	
		る。	
44	I I −3−4−1	統合的リスク管理の取り組みは、難易度の高い全社的な取り組	
		みであることから、経営が、リスク管理部門以外の部門に対して	
		もその必要性や取り組み状況の周知や重要性、取り組みへの協力	
		を広くかつことあるごとに発信していることを監督指針では検証	
		すべきではないか。このような発信の例として、経営計画への反	
		映の他、年頭所感、経営トップによる随時のメール発信、朝礼で	
		のビデオ、社内研修への取り込み、担当役員や部門長経由での実	
		務レベルの指示への反映等が考えられる。	
45	п −3−4−1	例えばⅡ-3-4-1 において、「全社的な定量的・定性的なリスク	意義を踏まえた主な着眼点については、
		許容度に関する方針を策定し、日常業務に組み込むことが求めら	監督指針「Ⅱ-3-4-2」に記載しております。
		れる」とあるが、抽象度が高い表現だと、各保険会社は解釈によ	
		り対応できているとしがちであることから、例えばこの文では日	
		常業務の指す範囲を例示する、具体的な事例を示す等、可能な限	
		り具体的な例を示すべきである。	
46	П −3−4−2	資産運用と保険商品のベンチマークとは、目標利回りや目標デ	貴見の通りです。
		ュレーションギャップ、プロフィットマージン等の目標とするあ	
		るいは管理対象とする指標という理解で良いか確認したい。	
47	П −3−4−2	(2) に「特に、資産運用と保険商品のベンチマークは、ALM 等	番号 46 の「コメントの概要」及び「金融
		の財務上の目的に従って、適切に設定されているか」とあります	庁の考え方」を御覧ください。

		が、この「ベンチマーク」とは、具体的にはどのようなものをイ	
		メージされているのでしょうか。	
48	п −3−4−2	例えばⅡ-3-4-2 において、「リスク管理方針等は、商品設計、	統合的リスク管理のフレームワークは、
		保険料率設定及び関連する資産運用戦略の間で整合性がとれるよ	リスクを統合的に管理する部門だけでな
		うに、対処されているか。」とあるが、保険引受リスク管理部門と	く、関連する部門が連携して整備すること
		しては、統合的リスク管理部門がリスク管理方針を定めなければ	が重要であると考えております。
		対処のしようがないと考える。この例に限らず、今回の監督指針	
		は、各個別リスク管理部門としては、統合的リスク管理部門によ	
		る統合的リスク管理のフレームワークの整備が完了しなければ対	
		応できない内容が多いように思われる。このような認識について、	
		問題ないか確認したい。	
49	П −3−5−2	(1) に「リスクとソルベンシーの自己評価に当たっては、中長	リスクとソルベンシーの自己評価を、ソ
		期事業戦略(例えば3年から5年間)、特に新規事業計画に十分	ルベンシー規制対応にとどまらず、内部管
		留意しているか」とあります。一方、Ⅱ-3-5-3 (1) にも「ソルベ	理上実施することが重要であり、内部管理
		ンシー・マージン規制に基づく資本要件を算定するために通常使	上、例えば将来 1 年間のリスクとソルベン
		用される期間よりも長い期間、例えば3年から5年間」とありま	シーの自己評価を実施する場合において
		す。記述が重複しているように見えるのですが、いかがでしょう	も、中長期事業戦略(例えば3年から5年
		か。前者については、「留意はするが自己評価は(例えば)1年で	間)に留意することが重要であると考えて
		よい」といったニュアンスが含まれているのでしょうか(どうす	おります。一方、監督指針「Ⅱ-3-5-3 (1)」
		ればそれらが両立するのかが不明ではありますが)。	には将来 1 年間のソルベンシー評価に加
			え、例えば3年から5年間のソルベンシー
			評価を実施することが重要である旨を記載
			しております。

50	П-3-5-2	この案に記載されている「必要な経済資本」と「ソルベンシー・	定期的に、必要な経済資本の充足状況及
		マージン規制に基づく資本」に関し、「必要な経済資本」の中に	びソルベンシー・マージン規制に基づく資
		「ソルベンシー・マージン規制に基づく資本」も含まれる場合も	本の充足状況の双方のモニタリングを行う
		あると解釈してよろしいでしょうか。あるいは、「ソルベンシー・	ことが重要であると考えておりますが、ソ
		マージン規制に基づく資本」以外の評価指標を新たに設定すべき	ルベンシー・マージン規制に基づく資本の
		と解釈するのでしょうか。明確にして頂ければと考えます。	充足状況に加え、必要な経済資本の充足状
			況のモニタリングを実施することの要否に
			ついては、現状では保険会社がその業務や
			リスク特性、規模、複雑性に応じて、判断
			する必要があると考えております。
51	II -3-5-2	「必要な経済資本」とは、監督指針Ⅱ-3-3-2(2)「リスクの測	本改正においては、「必要な経済資本」と
		定」にある「リスクの計量化にあたっては、例えばトータルバラ	は、例えばトータルバランスシートの経済
		ンスシートの経済価値評価」について記載している「経済価値評	価値評価に基づき計量化されたリスク量に
		価」に基づき評価された資本との解釈でよろしいでしょうか。こ	対して必要な資本を意味しており、「経済価
		の場合、括弧内に記載されているように、「完全に確立された評	値評価」に基づき評価された資本(純資産)
		価手法」が無いと判断される場合は、各社でとりうる最善の手法	そのものではありません。
		に基づいて評価されたものを「必要な経済資本」とすることでよ	
		ろしいでしょうか。	
52	-	上記に関連してですが、「完全に確立された評価手法」に係る	保険契約に含まれているオプション・保
		「確立」する主体について確認させて頂けますでしょうか。でき	証に起因するリスクの評価等については、
		れば、その主体について、明確にして頂ければと考えます。	保険業界や市場における一般的な評価手
			法、監督当局、国際機関、会計原則などに
			よる各種規制や基準等において、標準的な
			のの自住が明に至于守に切いて、原午的な

			評価手法が確立されている状況にはない、 という趣旨です。
53	п -3-5-2	(4)に「内部(例えばリスク管理担当役員など)又は外部によ	保険会社におけるリスク管理担当役員の
		る全般的な評価」とありますが、リスクとソルベンシーの自己評	位置付けによっても異なると考えられます
		価をリスク管理部門中心に実施している場合でも、有効性の全般	が、例えば、リスク管理担当役員が全般的
		的な評価をリスク管理担当役員が行うということでよろしいので	な評価や確認を行い、内部監査部門が独立
		しょうか。	した立場から評価結果を検証すること等が
			考えられます。
54	п-3-5-2	(5) において、「内部監査部門は、統合的リスク管理及びリス	貴重なご意見として承ります。
		クとソルベンシーの自己評価の有効性を独立した立場から検証	なお、経営管理に係る着眼点については、
		し、必要に応じ経営陣に提言を行っているか。」とあるが、経営に	監督指針「Ⅱ-1-2」に記載しております。
		とって統合的リスク管理は、建前としてはしなければいけないと	
		知ってはいるものの、実際に進めるのは躊躇する分野である会社	
		もあると思われる。このため、内部監査部門は経営に直接報告・	
		提言することを躊躇し、言いやすい統合的リスク管理部門に対す	
		る指摘という形をとり、経営への提言を統合的リスク管理部門に	
		押し付ける形で、経営に対する提言を回避することも考えられる。	
		内部監査部門のこのような回避行動を抑制するような文言を追加	
		すべきではないか。	
55	п-3-5-2	本パブコメについてもそうであるが、近年、統合的リスク管理	内部監査部門にアクチュアリーを配置す
		において、内部監査部門の役割が強く求められる傾向にあると認	ることは非常に有用であると思われます
		識している。しかしながら、会社によってはアクチュアリーが十	が、社内外の専門家を起用するなど、保険
		分にいないため、内部監査部門にアクチュアリーを配置できない	会社の業務やリスク特性、規模、複雑性に

構築すること
す。 -
自己評価」は、
されますが、
は、「統合的リ
外といった誤
スク管理及び
評価」と記載

		独立した立場から検証し(後略)」とあり、「統合的リスク管理」	
		と「リスクとソルベンシーの自己評価」が併存する(共通部分は	
		あるが両者独自の項目もある)ような記述もあります。仮に「リ	
		スクとソルベンシーの自己評価」が統合的リスク管理に包含され	
		るものではなく、統合的リスク管理とは別の枠組みとして「リス	
		クとソルベンシ―の自己評価」があるとしたら、もしくは統合的	
		リスク管理に包含されない項目があるとしたら、それはどのよう	
		なものを想定されているのでしょうか。	
57	Ⅱ -3-5-2	ORSA に関する記載が追加されたが、ORSA レポートの提出に関す	今回の監督指針改正においては、保険会
		る記載が見当たらない。これは、Ⅲ-1-1 における統合的リスク管	社における ORSA の実施について記載して
		理態勢ヒアリングにおいて徴求するという理解で良いか。その場	おりますが、ORSA レポートの監督当局への
		合、ORSAが正式な制度として導入される際には、監督指針の本来	提出を義務化するものではありません。平
		的な役割を踏まえると、監督指針ではなく、保険業法施行規則に	成 25 年 9 月 4 日付「保険会社に対する ERM
		より徴求すべきであると考える。	ヒアリングの実施とその結果概要につい
58	II -3-5-2	ORSA について、保険会社および保険持株会社にリスク管理の枠	て」、平成 25 年 9 月 6 日付「平成 25 事務
		組みやリスク管理状況を把握するための報告を求めるとの解釈で	年度 保険会社等向け監督方針」において記
		よろしいでしょうか。もし、導入するとすればその時期、報告主	載がある通り、監督当局への ORSA の報告の
		体(保険持株会社が提出すればよいのかまたは保険会社ごとに提	義務化については、検討中です。
		出する必要があるか)について検討状況をお聞かせください。	
59	II -3-5-2	リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)に関する記載がある	
		が、平成 25 年 9 月 4 日付「ERM ヒアリングの実施とその結果概要	
		について」、平成25年9月6日付「平成25事務年度 保険会社等	
		向け監督方針」において記載のあるとおり、監督当局への ORSA	

		の報告の導入については、現時点では検討中との認識で良いか。	
60	п −3−5−3	ORSA に関する記載において、「例えば 3 年から 5 年間で」とあ	────────────────────────────────────
		るが、この期間に関する記載はあくまでも例示であるとの理解で	ためには、例示したような中長期的な視点
		良いかを確認したい。通常、保険会社の経営管理は、経営計画と	で分析することは重要であると考えており
		中期経営計画の2つから構成されており、ORSAの本質は、上記の	ます。
		各計画において、リスクや自己資本の視点をより明示的に織り込	
		むことであると考えている。このような意味で、中期経営計画に	
		相当する上記例示の2年から5年間といった視点だけでなく、経	
		営計画に相当する1年の視点も同様に重要であると考えており、	
		ORSA 導入の検討を進めるに当たっては、後者を先行させることも	
		あるものと考えている。	
61	п -3-5-3	(1)(2)で求めている将来分析は、例えば複数年にわたる確率	貴見の通りです。しかしながら、複数年
		 論的アプローチを必ずしも求めているのではなく、手法によらず、	 にわたる確率論的アプローチは重要と考え
		経営判断に役立つかどうかが重要という理解でよろしいでしょう	ております。
		か。	
62	п −3−6−2	グループ全体の統合リスク量を的確に計量する態勢が求められ	グループの範囲は、必ずしもグループ内
		ている。これには、外国保険会社について、海外の本店も含まれ	の全ての法人を対象とする必要はなく、業
		るのか確認したい。	務やリスク特性、親会社から受ける影響等
			を十分に踏まえつつ、実質的な関係に着目
			して、保険会社自らが判断すべきものと考
			えております。
63	П-3-6-2	本改定案では、単体とグループの統合的リスク管理という区分	ご指摘の点は、監督指針「Ⅱ-3-6」及び
		けがなされているが、単体のリスク管理態勢についても、グルー	「Ⅱ-3-7-3 (1)」に記載しております。

保険会社が
成している
存在する場
ければなら
店は、親会
兄や統合的
ても、必要
おります。
剣グループ
つつ、事業
句上を追求
すなわち、
プ全体最適

		督する現地規制当局の立場からすれば、グループ・リスク管理の	を目指しているものと考えられます。
		一環で子会社のリスク管理について、一定程度親会社に監督責任	ご指摘のような、現地法人又は日本支店
		を負わせることが必要と考えられる。仮に一部の子会社がグルー	としてのリスク管理とグループとしての管
		プ方針に反した運用を行っていたのでは、グループとしてのリス	理方針との整合性をどの程度取るべきか、
		ク管理ガバナンスが機能していないこととなってしまうからであ	グループの管理方針をどこまで尊重すべき
		る。	か、といった点については、現地法人又は
		これは、逆に日本の金融庁の視点からみると、例えば日本の大	日本支店における業務やリスクの特性、親
		手保険会社の海外子会社のリスク管理態勢が一定水準を満たし、	会社又は本店からの影響等を踏まえ、現地
		グループの方針と整合性を維持していることを、親会社に対して	法人又は日本支店自らが判断する必要があ
		求めることと同義と言える。	ると考えております。
		無論、明確に規定されたローカルの規制要件(例えばソルベン	
		シー基準など)は、十分に遵守されなければならない。しかし、	
		そうした規制要件を満たしたうえで、日本の監督を受ける子会社	
		または日本支店単体としてのリスク・資本管理とグループとして	
		の管理方針との整合性をどの程度取るべきか、グループの管理方	
		針をどこまで尊重すべきか、今回の指針は必ずしも明確な答えを	
		与えていないように思われる。(例えば、グループとしての最適な	
		ポートフォリオ構成は、単体として見た場合の最適ポートフォリ	
		オとは一致せず、逆も然り。) この点に関する金融庁の見解は如何	
		か。	
66	П-3-6-2	本監督指針は、検査マニュアルもそうであるが、外国保険会社	保険業法に基づき免許を受けている外国
		への視点が漏れている、あるいは不十分と思われる箇所が多い。	保険業者についても、自社の経営戦略及び
		グループ会社のリスク管理では当然、外国保険会社も対象となる	リスク特性等に応じて、グループベースの
		-	

		べきであるし、本支店形態を有する外国保険会社にはさらに独自	統合的リスク管理を行う必要があります。
		の視点も必要であるはずである。貴庁においては、既に公表済み	監督指針「Ⅱ-3-6」及び「Ⅱ-3-7」を御覧
		の監督方針において、一部の外国保険会社の現地法人化の必要性	ください。
		を公表しているが、その必要性の是非は、検査や監督における内	
		外生命保険会社の取扱いを同じとした上で検討すべきである。我	
		が国は、外国保険会社の占める大きさがそれなりにあることから、	
		本監督指針改正に限らず、あらゆる監督制度においても留意をお	
		願いしたい。	
67	п −3−6−2	グループレベルのリスク計測の整合性や統制に関する要件が記	貴重なご意見として承ります。
		載されている。一般的に、資産運用リスクは、国や市場によって	
		計測方法が大きく異なることはあまりないため、グループ全体で	
		のリスク計測は比較的容易である。このためグローバルな会社で	
		は、本社等で一体的にリスク計測を行うことも多い。これに対し	
		て保険引受リスクでは、商品特性が多様であるだけでなく、市場	
		特性の違いもあること等から、グループレベル(外国保険会社に	
		おける本支店を含む)でのリスク計測には注意を要することが多	
		いものと考えられる。例えば、本支店のリスク計測システム(契	
		約データや実績データの管理を含む)の開発、管理、運営が別々	
		に行われ、連携が不十分になりがちであること、そのためモデル	
		化の考え方に不整合が生じがちであること、グループ間での商品	
		性の理解、把握といった基礎的レベルにおいても認識相違が起こ	
		りがちであること等、様々なレベルにおいて注意を要するべき点	
		が多い。このような点を踏まえ、グループレベルにおける保険引	

		受リスク計測に関する指針をより明確化すべきである。	
68	II -3-6-2	(2) に、「グループ内で共通のモデルを使用する」とあるが、	グループとしての重要な戦略上及び事業
		これはあくまで例示でありグループ内の全てのモデルを共通化さ	上の意思決定を支援又は検証するツールと
		せる趣旨ではないと考えてよいか。	してリスク計量モデルを使用する場合は、
			少なくとも統一的な考え方に基づくモデル
69	Ⅱ -3-6-2	(2) に「グループ内で共通のモデルを使用するなど」とありま	を共通して使用することが望ましいと考え
		すが、例えば、グループ内の資産・負債の価値評価システムにお	ますが、国際的あるいは他業態に事業展開
		いて前提とする金利パスのシミュレーションモデルについて、異	している場合などにおいては、地域特性・
		なる業態間で共通のものを使用することを念頭においているもの	リスク特性・事業規模等に応じた修正が必
		でしょうか。	要となる場合や異なるシミュレーションモ
			デルを使用する場合もあると考えておりま
			す。
70	II -3-6-2	(2) に「グループ全体の統合リスク量を的確に計量する態勢を	グループ全体の統合リスク量を的確に計
		整備」とありますが、業態をまたがるグループ形態においても、	量することは重要と考えておりますが、貴
		グループ全体の統合リスク量を的確に計量することを求めている	見の通り、例えば、業種別(会社別)に的
		のでしょうか。例えば、業種別(会社別)に計算したそれぞれの	確に計算したそれぞれのリスク量を単純合
		リスク量について、単純合算したものをグループ統合リスク量と	算したものを、グループ統合リスク量とし
		して保守的に評価するという計量手法も、それぞれが「的確に計	て保守的に評価する場合も考えられます。
		量」したものであれば、グループの統合リスク量として容認され	
		るのでしょうか。	
71	II -3-6-2	(2) に「(外資系等において) 必要に応じて、内部モデルに当	例えば、親会社等において開発された内
		該地域の特性に応じた修正を加えるなど、適切なリスク量を把握	部モデルが、業種が異なるなどの理由から
		する態勢を整備」とありますが、異業種間の統合をも想定されて	子会社の重要なリスクを評価できない場合

			,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		いる場合、特性に応じてどのような修正を想定されているのでし	は、修正を加える必要があると考えており
		ようか。	ます。
72	Ⅱ-3-6-2 等	上の質問にも重なりますが、Ⅱ-3-6-2(4)やⅡ-3-7で示され	連結ソルベンシー・マージン規制につい
		ているグループベースの「リスクとソルベンシーの自己評価」の	ては、規制上、対象範囲及びソルベンシー
		範囲と、対象とする「ソルベンシー」の考え方についてご教示下	の水準を明確化しておりますが、保険会社
		さい。	内における統合的リスク管理については、
			経営戦略及びリスク特性等に応じ「リスク
			とソルベンシーの自己評価」の範囲と「ソ
			ルベンシー」の水準を、保険会社自らが判
			断する必要があると考えております。
73	п -3-7-1	保険会社向けの監督指針Ⅱ-3-7-1において、グループ会社の健	監督指針「Ⅱ-3-6-2(3)」において、保
		全性が間接的に保険契約者保護にも影響するとの観点から、グル	険会社がより大きなグループの一部を構成
		ープ会社における ORSA が求められている。我が国においては、日	しているために生じるグループリスクが存
		本の規模が大きい外国保険会社が何社かある。これらの会社の在	在する場合には、そのリスクも考慮しなけ
		日支店は、上記グループ会社のように、海外にある本店に対して	ればならないとしており、在日支店等は本
		経営を行うわけではないものの、在日支店の規模、本店に対する	店や親会社のリスクを必要に応じて把握す
		監督措置の限界等を踏まえると、我が国の保険契約者保護の観点	る必要があると考えております。このよう
		から、親会社を含めた ORSA を求めるべきと考える。	な観点も含めた統合的リスク管理を在日支
			店等には求めており、親会社等のリスクも
			必要に応じ含まれるものと考えておりま
			す。
74	п −3−7−1	「ソルベンシーポジション」とありますが、この意味するとこ	ソルベンシーの状況を指しております。
	1	L	l.

スをご教示下さい。また、保険会社以外の会社において、「ソルペンシーボジション」としてどのような評価方法を想定しているでしょうか。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			ろをご教示下さい。また、保険会社以外の会社において、「ソルベ	また保険会社以外の会社について、保険会
□ □ 3-7-2 「なお、ここでいうグループとは、会計や税務目的など、他の目的のために定義されたグループとは異なる場合があることに留意する」とあります。保険グループについては、外国子会社のほか、会計上の重要性に乏しい非金融会社等をグループの範囲に含めています。一方、主要行向け監督指針の「銀行グループの範囲」はついては、「銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、いずれか一方の評価を行えば足りるとの理解でよろしいでしょうか。 「定期的に必要な経済資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況をびりルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況をびり、カデに対況の双方の報告を行うことが重要であると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況をびり、カデに対別に基づく資本の充足状況をがり、カデに対別の表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表			ンシーポジション」としてどのような評価方法を想定しているで	社と同様の方法によるソルベンシーの状況
日的のために定義されたグループとは異なる場合があることに留意する」とあります。保険グループについては、外国子会社のほか、会計上の重要性に乏しい非金融会社等をグループの範囲に含めています。一方、主要行向け監督指針の「銀行グループの範囲」については、グループの範囲を重要性に 応じて、実質的に判断する必要があるとの にったっては、グループの範囲を重要性に 応じて、実質的に判断する必要があるとの 地管から記載しております。 地管から記載しております。 地管から記載しております。 地でで、実質的に判断する必要があるとの 地管から記載しております。 地でで、実質的に判断する必要があるとの 地管がら記載しております。 地でで、実質的な関係に着目もてグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 で期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況及び ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の双方の報告を行うことが重要 であると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況			しょうか。	の評価を想定しております。
意する」とあります。保険グループについては、外国子会社のほか、会計上の重要性に乏しい非金融会社等をグループの範囲に含めています。一方、主要行向け監督指針の「銀行グループの範囲」については、「銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ汲及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 1 □ 3-7-3 □ 「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、いずれか一方の評価を行えば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	75	п −3−7−2	「なお、ここでいうグループとは、会計や税務目的など、他の	会計上重要性に乏しい非金融会社等を、
か、会計上の重要性に乏しい非金融会社等をグループの範囲に合めています。一方、主要行向け監督指針の「銀行グループの範囲」については、「銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 76			目的のために定義されたグループとは異なる場合があることに留	一律にグループの範囲に含める趣旨ではな
めています。一方、主要行向け監督指針の「銀行グループの範囲」 については、「銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいず れを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していく ことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的 な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関 係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうし た考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀 行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企 業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグル ープの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 76			意する」とあります。保険グループについては、外国子会社のほ	く、各保険会社が統合的リスク管理を行う
については、「銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 76 Ⅲ-3-7-3 「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルペンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、いずれか一方の評価を行えば足りるとの理解でよろしいでしょうか。 76 の充足状況の双方の報告を行うことが重要であると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況のアン・マージン規制に基づく資本の充足状況のアン・マージン規制に基づく資本の充足状況のアン・マージン規制に基づく資本の充足状況			か、会計上の重要性に乏しい非金融会社等をグループの範囲に含	にあたっては、グループの範囲を重要性に
れを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 76 II-3-7-3 「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、リルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の取方の報告を行うことが重要があると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の双方の報告を行うことが重要であると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況			めています。一方、主要行向け監督指針の「銀行グループの範囲」	応じて、実質的に判断する必要があるとの
ことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 76 II-3-7-3 「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、リルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の双方の報告を行うことが重要か。 「応期的に必要な経済資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、リルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の双方の報告を行うことが重要であると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況			については、「銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいず	趣旨から記載しております。
な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の双方の報告を行うことが重要か。			れを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していく	
係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本いずれか一方の評価を行えば足りるとの理解でよろしいでしょうか。 「定期的に必要な経済資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の双方の報告を行うことが重要か。			ことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的	
た考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、いずれか一方の評価を行えば足りるとの理解でよろしいでしょうか。 「定期的に必要な経済資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の双方の報告を行うことが重要か。 であると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況			な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関	
行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、いずれか一方の評価を行えば足りるとの理解でよろしいでしょうか。 「定期的に必要な経済資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、の充足状況の双方の報告を行うことが重要であると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況			係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうし	
業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。 「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、 いずれか一方の評価を行えば足りるとの理解でよろしいでしょう か。			た考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企	
76 Ⅱ-3-7-3 「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージ 定期的に必要な経済資本の充足状況及びン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の双方の報告を行うことが重要か。 であると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況			業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグル	
ン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、 いずれか一方の評価を行えば足りるとの理解でよろしいでしょう か。			ープの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。	
いずれか一方の評価を行えば足りるとの理解でよろしいでしょう の充足状況の双方の報告を行うことが重要 か。 であると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況	76	п −3−7−3	「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージ	定期的に必要な経済資本の充足状況及び
か。 であると考えておりますが、ソルベンシ ー・マージン規制に基づく資本の充足状況			ン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、	ソルベンシー・マージン規制に基づく資本
ー・マージン規制に基づく資本の充足状況			いずれか一方の評価を行えば足りるとの理解でよろしいでしょう	の充足状況の双方の報告を行うことが重要
			か。	であると考えておりますが、ソルベンシ
に加え、必要な経済資本の充足状況のモニ				一・マージン規制に基づく資本の充足状況
				に加え、必要な経済資本の充足状況のモニ

			タリングを実施する必要があるかは、現状
			では保険会社がその業務やリスク特性、規
			模、複雑性に応じて判断する必要があると
			考えております。
77	П −3−9−2	資産負債の総合的な管理の記載がいまだ漠然とした記載にとど	資産負債の総合的な管理には、様々な方
		まっており、その意味するところは極めて曖昧である。当初は、	法が考えられ、本改正においてはそのよう
		監督当局、保険会社ともにノウハウの蓄積が不十分であったため、	な状況に対応できるように記載しておりま
		止むを得ない面もあったが、既に一定の期間が経過しており、プ	す。
		リンシプルとはいえ、ある程度具体的な記載が必要な段階になっ	
		ているものと考える。もし現時点においてもなお、監督当局に記	
		載すべき内容のイメージがまだ明確になっていないということで	
		あれば、水平的レビューを活用し、その結果に基づくことを推奨	
		する。	
78	Ⅱ-3-9-2	「資産負債全体を統合的に把握する部門は、例えば収益部門か	独立性が求められる程度に差はあると考
		ら機能的に独立しているなど」とあるが、ここでいう資産負債管	えられますが、収益面とリスク面の双方に
		理が指している対象がよくわからない。例えば、負債情報を前提	おいて、資産負債全体を統合的に把握する
		に資産運用を策定するいわゆる運用企画部門であればこれは収益	部門が、収益部門から機能的に独立してい
		部門にあたると考えられる一方、資産負債をネットしたリスクの	ることが重要です。
		モニタリングや運用企画部門、商品部門に対する牽制を効かせる	
		部門であれば収益部門から独立していることが必要となる。ひと	
		えに資産負債の総合的管理といっても、収益面とリスク面の両面	
		があるため、本文書の意味するところを明確化する必要があると	
		考える。	

79	п −3−9−2	負債のデュレーションが長いことから、回避が困難なデュレー	貴重なご意見として承ります。
		ションミスマッチリスクの存在を考慮する必要性について言及さ	
		れている。このようなテイクを余儀無くされるリスクが存在する	
		場合、リスクとリターンの比較を適切に行うことが難しいため、	
		先進的な会社では、複製ポートフォリオを使用したリターンの分	
		解等の手法が用いられている。具体的な手法まで例示する必要は	
		ないかもしれないが、今後はベストプラクティスを育てるという	
		監督当局の考え方を踏まえれば、このような手法を検討している	
		かまでを検証視点に加えることも有益と考える。	
80	I I −3−10−1	保険引受リスク管理態勢において、保険引受リスク管理担当取	取締役の職務については保険業法第 53
		締役と保険計理人の関係について、どのように考えるべきか確認	条の13等に、保険計理人の職務については
		したい。	同法第121条等に規定されております。
81	п -3-10-2	保険引受リスク管理態勢において、商品の改廃の中には、引受	商品の改廃の中には、引受基準の見直し、
		基準の見直し、料率改定、諸利率の改定が含まれることを確認し	料率改定、諸利率の改定が含まれます。
		たい。また、契約者配当率の決定については保険引受リスク管理	本改正の統合的リスク管理の枠組みにお
		態勢に含める必要はないか。これらについて、監督指針の表現の	いて、契約者配当率の決定については、健
		明確化が必要であればお願いしたい。	全性等の観点から検討対象であると考えて
			おります。
82	Ⅱ-3-10-2 等	Ⅱ-3-10 及びⅡ-3-11 において、保険引受リスクや再保険に関す	貴重なご意見として承ります。
		るリスクについては、資産運用リスクと比較して、具体性に欠け	
		るとともに意味するところが不明な部分が多い。伝統的な保険で	
		利益を挙げ、資産運用でリスクを取るという、伝統的な保険会社	
		の経営感から脱していないためと思われるが、統合的なリスク管	
	1		

		理を求めている監督指針のレベル感に合わない。保険商品において開発、販売、管理における PDCA サイクルについて、求められる観点を一般的かつなるべく具体的に記載すべきである。この監督指針の記載に表れているように、伝統的に我が国の保険監督は保険引受について弱い面があったため、保険引受のレベルは会社によって著しく差が生じている。例えば、他の会社と比較して数十	
		年遅れていたとしても、経営数理部門の担当取締役や部門長がで	
		きていると踏ん反り返った場合、この記載では監督官庁として何 も改善を求めることができないと考える。	
83	I I −3−10−2	保険会社向けの監督指針について、他のリスクと比較してみる	貴重なご意見として承ります。
		と、保険引受リスクの記載内容が業界において求められるレベル	
		に比して薄いと感じられます。伝統的に(特に中小規模の会社に	
		おいて)保険会社の数理部門は、会社の中でも専門的かつ特別な	
		領域と見なされてきたため、あまり他の部門からの目にさらされ	
		てきませんでした。その一方で、数理部門の文化として、ガバナ	
		ンスへの留意等、組織として業務を行うことを考えず、いわば結	
		論だけしか見ない、いわば「いい感じ」だけを求める業務が行わ	
		れてきました。このような状況を改善するためにも、内容の充実	
		を検討頂きたくお願いします。	
84	Ⅱ-3-10-2 等	Ⅱ-3-10、Ⅱ-3-12 において、資産運用リスク管理では、社内規	保険会社においては、保険引受リスクを、
		定整備のありかたや責任態勢、取締役の役割等が規定されている	管理すべき最も重要なリスクとして位置付
		にも関わらず、保険引受リスクでは求められていないのか。保険	
		引受リスク管理では、新商品の開発、営業計画の策定等において、	勢整備において最優先で対応すべきと考え

		必要な統制はあまりないということか。常識的にも、これらの項	られます。ご指摘のような保険引受リスク
		目は、全てのリスクに共通のものであると考える。	に関する態勢整備は他の評価項目で包含さ
			れていると考えております。
85	I I −3−10−2	統合的リスク管理にあっては、適切なリスクテイクに基づく企	統合的リスク管理の枠組みにおいて、株
		業価値の向上が目的となることから、保険株式会社にあっては株	主配当又は本社送金の起案・決定は、健全
		主配当(外国保険会社にあっては本社送金)について、統合的リ	性等の観点から検討対象であると考えられ
		スク管理の枠組みの下での起案・決定およびこれらの統制に関す	ます。
		る記載も必要ではないか。統合的リスク管理が実際に経営に活用	
		されるものとするためにもこのような検証は有益と考える。	
86	II -3-10-2	本パブコメにおいてもそうであるように、資産運用業務におい	保険業法に基づき免許を受けている外国
		ては、グループ会社間での資産運用業務の委託を業務委託と捉え	保険業者についても、自社の経営戦略及び
		た上で、必要な内部統制に関する要件が比較的明確化されている	リスク特性等に応じて、グループベースの
		と認識している。一方で、例えば外国保険会社において、新種保	統合的リスク管理を行う必要があります。
		険の収益やリスクの検証を、在日支店で行わず、本社において行	監督指針「Ⅱ-3-6」及び「Ⅱ-3-7」を御覧
		うケースも想定される。このような場合、社内的な説明としては、	ください。
		あくまでも支店がすべきことを本社にさせているだけであるとな	
		るのであろうが、その場合、これを在日支店による本社への業務	
		委託と捉え、内部統制上の各種視点について、監督上の指針に加	
		えるべきである。例えば、保険引受リスク管理担当取締役による、	
		業務委託に関する体制の整備や把握(最終責任の明確化を含む)、	
		本社による収益検証の前提や方法(販売可否の判断に用いる指標	
		を含む)の把握、それらの妥当性の確認、およびこれらに関する	
		取締役会や内部監査部門、統合的リスク管理部門の関与が考えら	

		れる。なお、収益検証の業務委託を行っていない場合においても、	
		検証方法の決定および実際の検証において、グループレベルでど	
		のように行われているかについての把握も重要であると考える。	
87	п −3−10−2	(1) ③において、資産と負債の総合的な管理は、資産負債の総	ご指摘を踏まえ修正します。
		合的管理ではないか。	
88	I I −3−11−2	(3) に「出再保険者から十分な情報入手を行い」とあるが、こ	出再保険者からの情報入手に加え、ブロ
		こでの情報はブローカーから入手した情報も含まれるという理解	一カーからも情報を入手することは非常に
		でよいか。	有益であると考えられます。
89	п −3−12−2	(1) のフロント、ミドル、バックの分類において、組織統制上	運用企画部門はミドル・オフィスに含ま
		の観点からは、運用企画部門も明示すべきではないか。	れるものと考えております。
90	п -3-15	本改正により、統合的リスク管理態勢についても法第 132 条に	監督指針「I-2」にも記載の通り、監督
		基づく行政処分の対象となるが、(i)監督指針の趣旨(保険会社	指針に記載されている監督上の評価項目の
		向けの総合的な監督指針(本編)・P3)において「本監督指針に	全てを各々の保険会社に一律に求めている
		記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律	ものではなく、行政処分の適用については
		に求めているものではない」との記載があること、(ii)改正後の	個別事案毎に判断することになります。
		監督指針において「重大な問題があると認められる場合には」と	なお、行政処分等を行う際の留意点につ
		記載されていることから、行政処分の発動は、経営危機につなが	いては、監督指針「Ⅲ-4」を御覧ください。
		るような重大な問題がある場合を想定しており、本改正による監	
		督指針記載の評価項目の未達をもって、一律に行政処分を行うこ	
		とは想定されていないとの理解でよいか。	
91	Ⅲ-1-1	今回の改正案により、Ⅲ-1-1 の総合的ヒアリングの中に、経営	経営陣に対するトップヒアリングには、
		陣に対するヒアリングが新たに追加されたが、これは望ましいこ	必要に応じて、統合的リスク管理態勢に関
		とであると考える。しかしながら、総合的ヒアリングだけでなく、	する内容が含まれると考えております。

		統合的リスク管理の態勢整備に焦点を絞った経営と監督の対話についても独立して明記すべきであると考える。その理由として、統合的リスク管理態勢の整備は、保険会社から見れば、経営トップが関与するほどに重要性が高く、会社によって考え方や本気度に違いがあると想定されること、監督当局から見れば、監督の考え方として ERM の比重を高めつつあること、保険会社の考えや本気度を把握する必要があること、必要に応じて保険会社の後押しをする必要があること、ERM に対応した監督手法を検討する必要があること等が挙げられる。	
92	Ⅲ −1−1	(3)の統合的リスク管理態勢ヒアリングの対象会社の規模・範囲が明確でないためこれを明確化すべき。	ヒアリング対象先は、毎年度会社の規模 や事業・リスク特性等を踏まえて選定して おり、本改正においては個別具体的に記載 することは適当ではないと考えておりま す。
93	Ⅲ-1-1	経済価値ベースのリスク管理導入に向けた当局の強い意思を示すため、各社のリスク管理の推進を支援するためにも、監督方針にとどまらず、監督指針の皿などにおいて、フィールドテストの実施を明記すべきではないか。その際、必要性の認識、各社関連団体との連携、スピード感、結果の公表等についても明記することが望まれる。	貴重なご意見として承ります。
94	Ⅲ-1-1	貴庁においては、中期的に経済価値ベースのソルベンシー規制 の導入を目指し、フィールドテスト等の取り組みを精力的に行っ ていると認識している。この度、公表された監督指針案もこれと	貴重なご意見として承ります。

	T		
		密接に関連しているものと受け止めている。我が国における経済	
		価値ベースのソルベンシー規制の導入の取り組みについては、例	
		えば欧州におけるソルベンシーⅡと比べても、情報公開について、	
		著しく劣後しているものと感じている。例を挙げれば、経済価値	
		ベースのソルベンシー規制導入に向けたホームページを開設して	
		いない、フィールドテストの仕様書が公表されていない、フィー	
		ルドテストに関する検討資料が公表されていない、フィールドテ	
		ストに関するパブリックコメントが行われていない、公表文書が	
		極めて少ない、アクチュアリー会等の外部団体への委託内容につ	
		いてほとんど開示されていない等があげられる。これらについて、	
		非開示としなければならない理由はほとんどなく、むしろ積極的	
		に情報発信し、近接業界や学会を含め、広く関心を喚起し、意見	
		を求めるべきではないか。また、英文による情報を発信し、諸外	
		国から意見を求めたり、IAIS等の国際機関にリアルタイムで取り	
		組みを PR することも有益ではないかと考える。今回の統合的リス	
		ク管理に関する改正案には、経済価値ベースのソルベンシー規制	
		導入に向けたこのような取り組み方針を広く内外に示す良い機会	
		であると考える。	
95	Ⅲ −1−1	これまで、我が国では、中期的な経済価値ベースのソルベンシ	貴重なご意見として承ります。
		一規制導入に向け、フィールドテストが実施されてきている。こ	
		のようなフィールドテストは、新たな規制導入に向けた調査とは	
		いえ、既存業務の報告ではなく、また実質的に強制的なものと考	
		えられるため、行政手続法に基づくパブコメを事前に行う、ある	

		いはせめて監督指針に明記する等し、もう少しオープンな形で運	
		営すべきではないか。今回の改正にあっては、フィールドテスト	
		のような取組みを追記すべきである。	
96	その他	イギリスのアクチュアリー会において、商品開発のコントロー	貴重なご意見として承ります。
		ルサイクルの考え方が提唱されて 30 年以上が経つにも関わらず、	なお、商品開発に係る内部管理態勢につ
		我が国の監督指針にはこのような考え方がまだ十分に取りこまれ	いては、監督指針「Ⅱ-2-5」に記載してお
		ていない。このため、商品収益検証の実務および統制のレベルは、	ります。
		保険会社によって著しい差異が生じている。例えば、経営陣の依	
		拠できる詳細な社内手続きに関する規定、新商品の承認のたびに	
		行われる(様々なシナリオ、セル毎等)膨大な検証、100 ページ	
		を超えるレポート、多数の参考文書の添付、多数の関係者のサイ	
		ンオフ、販売後の詳細なモニタリングプロセス等の態勢を整備し	
		ている会社もあれば、必要な社内規定はほとんど整備されず形式	
		的な報告のみで販売が承認されるような会社もあるように思われ	
		る。このような業界の著しいレベルの差異を少しでも改善すべく、	
		監督指針に必要な視点を追加するとともに、水平的レビューを通	
		じた改善を促すべきである。	
97	その他	Ⅱ-2-3 について、保険引受リスクの計測にあっては、日本アク	貴重なご意見として承ります。
		チュアリー会の検討結果が各社のリスク計測モデルの検討に大き	
		な影響を与える傾向にある。しかしながら、近年の当局から日本	
		アクチュアリー会への検討依頼には、情報の取扱いに関する留意	
		が求められているため、保険引受リスク管理部門から、リスク管	
		理統括部門や内部監査部門に十分に連携が行われていないケース	

もある。情報の取扱いに係る当局の要請は十分に理解しているが、 社内での必要な連携は可能となるような配慮をお願いしたい。ま た、この例に限らず、日本アクチュアリー会の各種情報は、その 専門的な内容から数理部門にとどまりがちであるが、内部監査上 のインプットとなる等、統合的リスク管理態勢の整備において積
た、この例に限らず、日本アクチュアリー会の各種情報は、その 専門的な内容から数理部門にとどまりがちであるが、内部監査上 のインプットとなる等、統合的リスク管理態勢の整備において積
専門的な内容から数理部門にとどまりがちであるが、内部監査上 のインプットとなる等、統合的リスク管理態勢の整備において積
のインプットとなる等、統合的リスク管理態勢の整備において積
│
門にも当該情報の十分な連携(資料の連携にとどまらず、必要な
説明や意見交換を含む)が行われているかについて、監督上の指
針にあっても良いのではないか。
98 その他 今回の監督指針案においては、個別リスク管理態勢において、 貴重なご意見として承ります。
リスク管理関連情報の開示に関する文言がいくつか追加されてい
る。これらに加え、各社が経済価値ベースや ERM への取り組みを
本格化していることから、統合的リスク管理の高度化に関する取
り組みの開示についても検証することが重要である。また、各社
の経営の重要な取り組みについては、投資家向けの IR (グループ
本社や外国保険会社における本店を含む)においてより詳細に開
示される傾向があり、統合的リスク管理を経営に活用するという
流れの中では、IRにおいて、より先行的かつ詳細に開示されるこ
とが期待される。このような観点から、一般開示のみならず IR
についても検証対象とすることを明示することが望ましい。

99	その他	ERM を導入していくためには、多くの部門の積極的な関与・協	貴重なご意見として承ります。
		力が必要となる。一方で、リスク管理部門や ALM 部門の部門長、	
		役員は、数理、資産運用、その他のあらゆる畑の人間が担うこと	
		が可能であるため、我が国の組織風土にあっては、ポストを狙っ	
		た政局的な視点から、なかなか積極的には協力し難い状況、ある	
		いは妨害を行うようなケースすら想定される(そのため、社外の	
		協力よりも、社外の専門団体に名を連ねることを優先することも	
		あると考えられる)。監督当局が保険会社の統合的リスク管理を推	
		進していくためには、このようなことを企図した、いわゆるモン	
		スター部門、モンスター役員の出現(外部からの検証はなかなか	
		困難であるが)を抑制することも重要な視点であると考える。	
100	その他	統合的リスク管理の整備に限った話ではないかもしれないが、	貴重なご意見として承ります。
		我が国の組織文化においては、残念ながら、取締役会メンバー自	なお、経営管理に係る着眼点については、
		身が、取締役会の場では特に発言をせず、発言しやすい(自分よ	監督指針「Ⅱ-1-2」に記載しております。
		り下のメンバーしかいないような)非公式な場において、取締役	
		会の決定内容を否定したり、あるいは覆したりするような発言を	
		し、取締役会の指示・決定が一部の取締役メンバーによって実体	
		的に覆される等、取締役としての自覚に欠ける発言・行動がとら	
		れることも想定される。このような状況は、有効な統合的リスク	
		管理態勢の整備に著しい支障を来すものであるため、各取締役の	
		日常的な発言や指示について、取締役会との整合性を重点的に検	
		証することが監督上、有効であると考える。監督指針の統合的リ	
		スク管理への記載の検討をお願いしたい。	

101	その他	新商品の数理認可申請における監督上の指針はあまり明確でな	貴重なご意見として承ります。
		く、比較的、担当数理専門官の考えに依存しがちである。このた	なお、保険商品審査上の留意点等につい
		め、担当数理専門官が変わるごとに、保険会社の対応も大きく変	ては、監督指針「IV. 保険商品審査上の留意
		わることを余儀無くされている。この度、監督指針の改正におい	点等」において記載しております。
		て、統合的リスク管理態勢の下に保険引受リスク管理態勢が位置	
		付けられるようになったことを契機として、新商品の数理認可申	
		請における監督上の指針の明確化についても検討をお願いした	
		い。また、グループレベルでのガバナンスを含む、新商品のリス	
		ク収益検証の態勢についても、認可申請のプロセスも含めた上で、	
		オンオフー体的な監督の中に位置づけることも重要と考える。	
102	その他	監督指針や各社の検討において、経済価値ベースの統合的リス	
		ク管理、資産負債の総合的管理の導入が進んでいる。新商品の認	
		可申請手続きにおいても、このような状況のキャッチアップ、促	
		進を図るべく、経済価値ベースでの検証結果、資産負債の総合的	
		管理の確認結果についても、認可手続きに徐々に取り入れていく	
		ことが望ましい。このため、Ⅱ-3-10 に関連する規定の追加の検	
		討をお願いしたい。	
103	その他	今回の改正案の内容、およびこれまでのパブリックコメントの	貴重なご意見として承ります。
		提出状況から、今回は、かなり有意義な意見が多くよせられるも	
		のと考えられる。もし、今回寄せられたパブリックコメントを反	
		映して改正案の大幅な見直しを行うことが難しいようであれば、	
		金融モニタリング基本方針の導入によって予定されている検査マ	
		ニュアルの見直し時において改めて活用することをお願いする。	
		ニュアルの見直し時において改めて活用することをお願いする。	

O#	保険募集態勢関連		
1	п −4−3−1	各保険会社においては、営業所等の拠点及び生命保険代理店の	①については、貴見のとおり、保険会社
	(2) 4	保険募集の実態を把握するため、監査部門が訪問することによる	が営業所等の拠点及び生命保険代理店の保
		監査(以下、立入監査)に加え、例えば、保険会社の保険代理店	険募集の実態等を適切に把握できるのであ
		担当者等が業務遂行状況を点検すること(以下、保険代理店担当	れば、本規定の柱書及びア、イの「監査等」
		者等による点検)や、保険会社が主体となり、保険代理店に点検	には、保険会社の保険代理店担当者等が業
		を行わせた上で、その結果を確認・検証する取り組み(以下、書	務遂行状況を点検することや、保険会社が
		面による検証)を実施している。	主体となり、保険代理店に点検を行わせた
		① 本規定の柱書及びア、イは、全ての営業所等の拠点及び生命	上で、その結果を確認・検証する取り組み
		保険代理店への立入監査を求めるものではなく、「監査等」に	も含まれると考えられます。
		は立入監査の他、保険代理店担当者等による点検や書面による	但し、本規定のウに規定する無予告での
		検証も含まれるという理解でよいか。	訪問による監査等を実施する場合について
		② 但し、保険代理店担当者等による点検、書面による検証によ	は、保険会社の担当者が、営業所等の拠点
		る場合でも、本規定の柱書に照らせば、保険会社がそれらの検	及び生命保険代理店に実際に訪問して監査
		証結果を踏まえ、営業所等の拠点や生命保険代理店等を適切に	等を行うことが必要であると考えられま
		教育、管理、指導を行うことが求められるという理解でよいか。	す。
			②については、貴見のとおりです。
2	п −4−3−1	本規定のア、イは、「監査等」の結果や、営業所等の拠点及び	貴見のとおりです。
	(2) 4	生命保険代理店の規模、保険募集の状況、不祥事故発生のリスク	
		といった点等を踏まえ、保険会社が監査等の周期、その対象とな	
		る営業所等の拠点や生命保険代理店の選定、監査項目を検討する	
		ことを求める趣旨と理解すれば良いか。	
3	II -4-3-1	本規定のウは、少なくとも、無予告での訪問による監査(以下、	本規定は、保険会社に対して、必要な場

(2)④ 無予告監査)を実施しなければ監査としての実効性を確保で	きな 合に営業所等の拠点及び生命保険代理店に
い場合に、保険会社が無予告監査を実施できる態勢の整備を	求め 対する無予告での訪問による監査等を実施
るものであり、また、保険代理店との業務委託契約書に無予	告監 できる態勢を整備することを求めるもので
査を盛り込むことまで求める趣旨ではなく、実際に保険会社	が無しあり、この点が、保険会社と営業所等の拠
予告監査を実施できるような態勢の整備を求めているもので	ある 点及び生命保険代理店との関係において確
という理解で良いか。	保されていれば貴見のとおりです。
4 Ⅱ-4-3-1 「営業所等の拠点及び生命保険代理店の保険募集に関する	業務 貴重なご意見として承り、今後の参考と
(2)④ 内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施	拖し、 させていただきます。
営業所等の拠点及び生命保険代理店の保険募集の実態等を	把握
し、適切な教育、管理、指導を行っているか」とある監督上	の視
点は、保険会社同様に、少額短期保険業者や認可特定保険業	者に
対しても同様に求めてはどうか。	
5 Ⅱ-4-3-1 保険会社による「監査等の手法として、無予告での訪問に	よる 本規定は、保険会社に対して、必要な場
(2)④ 監査等を実施できる態勢の整備」が新設されているが、銀行	法等 合に営業所等の拠点及び保険代理店に対す
及びの業法により一定の態勢整備義務等が定められている者が生	命保 る無予告での訪問による監査等を実施でき
Ⅱ-4-3-5 険募集人または損害保険代理店である場合は、対象外として	いたる態勢を整備することを求めるものです。
(2)⑧ だきたい。	無予告での訪問による監査等は、保険会
	社が保険代理店等の保険募集の実態等を把
	握し、適切な教育・管理・指導を行うため
	に実施されるものであり、こうした観点か
	ら、銀行法等の業法により一定の態勢整備
	義務が定められていることのみをもって、
	一律に対象外とすることは適当ではないと

			考えられます。
6	II -4-3-1	保険会社の保険代理店監査においては、現在大半の保険会社が	貴重なご意見として承ります。
	(2) 4	営業社員による保険代理店監査を実施する形態が多く、これでは	当庁としては、引き続き、実効性のある
	及び	牽制機能も働かず形式的な検査となってしまいます。適正な保険	 監査等が行われるよう、保険会社等を監督
	п -4-3-5	代理店指導には、利害関係のない実施機関(外部の内部監査)等に	していきたいと考えます。
	(2) (8)	よる保険代理店監査の実施と評価が必要と考えます。	
7	п -4-3-5	本規定の工の「保険料口座振替契約であるにも関わらず正当な	正当な理由がある場合とは、例えば、書
	(2) 4	理由なく、手集金がされていないか」の正当な理由とは具体的に	類不備等による口座振替不能時に、保険契
		はどのようなものかご教示いただきたい。	約者に対し不備是正等の督促を十分に行っ
			た上で、口座振替の手続が間に合わず契約
			失効等のおそれがあるなど、真に手集金の
			必要性があると保険会社において確認した
			場合が考えられます。
8	п −4−3−5	本規定の才の「保険料の振替口座が正当な理由なく、保険契約	正当な理由がある場合とは、例えば、保
	(2) 4	者以外の名義の口座となっていないか」の正当な理由とは具体的	険料振替口座が保険契約者以外の名義の口
		にはどのようなものかご教示いただきたい。	座となっていることについて止むを得ない
			事由があることを、保険契約者に直接確認
			するなどの確実な方法により、保険会社に
			おいて確認した場合が考えられます。
9	п -4-3-5	「保険証券が正当な理由なく、損害保険代理店を介して保険契	正当な理由がある場合とは、例えば、保
	(2) ⑥	約者へ交付されていないか」の正当な理由とは具体的にはどのよ	険証券を保険契約者へ直送せず保険代理店
		うなものかご教示いただきたい。	を介して交付することについて止むを得な
			い事由があることを、保険契約者に直接確

			認するなどの確実な方法により、保険会社
			において確認した場合が考えられます。
10	п −4−3−5	損害保険代理店に対して無予告での訪問による監査等が求めら	貴見にあるような個別事情のほか、監査
	(2) (8)	れるケースは、事前に損害保険代理店の不正が想定される事情が	全体の有効性の向上など、無予告での訪問
		ある、または証拠書類等の改竄のおそれがあるなどの場合と考え	による監査等を導入する目的としては様々
		るが、その理解でよいか。	なものが考えられ、不正の蓋然性が低い保
			険代理店の場合であっても無予告での訪問
			による監査等が必要な場合もあると考えら
			れます。
			本規定は、保険会社に対して、必要な場
			合に保険代理店に対する無予告での訪問に
			よる監査等を実施できる態勢を整備するこ
			とを求めるものです。
11	П-4-4-2-2	「当該苦情等について、顧客から外部委託先に申出があった場	貴見のとおりです。
	(3) ⑦	合には、外部委託先から保険会社へ漏れなく報告される態勢を整	
		備しているか」とあるが、例えば、外部委託先において苦情等の	
		記録を残し、保険会社へ漏れなく報告することを外部委託先に対	
		して求めるとともに、漏れなく保険会社に報告されているかを保	
		険会社が定期的に確認するといった態勢の整備が求められるもの	
		と考えるが、このような理解でよいか。	
12	п −4−5−1−1	「社内規則等」には、各社が高齢者に対する保険募集ルールを	「社内規則等」は、一般的に社内におけ
	(4)	定めている、保険募集人向けのコンプライアンスマニュアル、現	る所定の手続きを経て定められ、全社的に
		地向け通達文書等も含まれるという理解で良いか。	拘束力があるものであると考えられます。
		•	

13	II -4-5-1-1 (4)	今回の改正案において、「社内規則等に高齢者の定義を規定する」とあるが、一旦規定した後でも、実際の苦情・紛争等の発生	特に、本規定の高齢者に対する保険募集 ルールについては、重要なものであるため、 取締役会等の承認等の社内における所定の 手続きを経て定められ、全社的に拘束力が ある必要があると考えられます。 貴見のとおりです。
		状況等をもとに適宜見直しを行うことができる、という理解でよ いか。	
14	II -4-5-1-1 (4)	銀行等の大型乗合代理店においては、既に独自の「高齢者の定義」及び保険募集ルールを導入している場合があり、委託元保険会社と当該保険代理店で「高齢者の定義」に差異が生じることが想定される中で、当該保険代理店が、取扱う保険会社毎に異なる保険募集ルールに基づいた保険募集を行うことは、実務負荷の増大・混乱から適切な保険募集が行われない懸念がある。したがって、当該保険代理店において独自に当該定義・ルールを定めている場合、保険会社は、当該定義・ルールが自社の定める「社内規則等」に照らして大きく逸脱したものではないこと、当該保険代理店において、当該定義・ルールに従って適切な業務運営が行われていることを確認する態勢を整備すれば良いとの理解で良いか。	貴見のとおりです。 但し、保険会社は、保険代理店における 取組みが本規定に照らして適切であるかに ついても確認する必要があると考えられま す。
15	п -4-5-1-1	投資信託や保険商品といった金融商品の種類によって取扱いが	保険会社においては、金融商品取引業者
	(4)	異なる場合も、複数の種類の金融商品を提供する金融機関におい	等向けの総合的な監督指針(本編)「Ⅳ

		て、態勢整備に向けた円滑な対応が困難になる虞があることから、 適用対象とする保険商品の範囲や、「高齢者」の定義について、 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)「IV-3-1-2(3) ①」が参照する日本証券業協会の自主規制規則等と目線を合わせ るべきことを明示するべきではないか。	-3-1-2(3)①」が参照する日本証券業協会の 自主規制規則等の規定に関わらず、本規定 (保険会社向けの総合的な監督指針(本編) II-4-5-1-1(4))に則り、高齢者や商品の特 性等を勘案したうえで、きめ細やかな取組 みやトラブルの未然防止・早期発見に資す る取組みを行う必要があると考えられま
16	I I −4−5−1−1	本取組みは「高齢者や商品の特性等を勘案したうえ」というの	す。 本規定は、保険募集人の規模・特性によ
	(4)	が前提であるが、保険募集人の規模・特性に応じた態勢整備を求	り、保険募集の品質に差異が生じることを
		められているという理解でよいか。(全保険代理店に対して、一	想定しておらず、本取組みにあたっては、
		律の態勢整備を求めるものではないという理解でよいか。)	保険募集人の規模・特性に応じた適切かつ
17	II −4−5−1−1	「商品の特性等を勘案し」について、投資性・投機性が高い、	有効な方法により、高齢者に対するきめ細
	(4)	保険料が高額、保険期間が長期、等を勘案すると理解しているが	やかな対応を図る態勢を整備する必要があ
		よいか。	ると考えられます。
18	I I −4−5−1−1	「商品の特性等を勘案し」について、自動車購入者の自動車保	また、貴見において例示されている商品
	(4)	険、住宅購入者の火災保険、旅行者の海外旅行保険のように、損	の特性等を考慮して運営を行う際には、そ
		保商品における「即時契約ニーズの高さ」や「加入ニーズの顕在	れらの特性等のみをもって、一律・機械的
		性」を考慮し運営を検討することは妥当と考えるが、問題ないこ	に高齢者対応の必要性が低いと判断するの
		とを確認したい。	ではなく、高齢者や商品の特性等を十分に
19	I I −4−5−1−1	「商品の特性等を勘案し」について、例えば自動車保険や火災	勘案し、必要な措置を講ずる必要があると
	(4)	保険など当該商品に対するニーズが顕在化している商品や商品構	考えられます。
		成を比較的単純にパターン化した傷害保険等については、特段高	

	•	T	,
		齢者のみを対象とした対応を取らなくても、適宜苦情等の分析を	
		行い、改善に繋げるなどの適切な対応を行っていれば、「商品の	
		特性等を勘案」した対応を行っているものと考えて問題ないか。	
20	II -4-5-1-1	定義づけた一定の年齢以上の高齢者が契約者となる契約につい	貴見のとおりです。
	(4)	て、例示された取組みを全て行う、または、例示のうち必ず1つ	但し、本規定に照らして、高齢者や商品
		の取組みを行う等の画一的な募集方法を定めたりすることが目的	の特性等を勘案したうえで、きめ細やかな
		ではないと理解してよいか。	取組みやトラブルの未然防止・早期発見に
21	I I −4−5−1−1	「その際の取組みとしては、例えば、以下のような方策を行う	資する取組みがなされる必要があると考え
	(4)	などの適切な取組みがなされているか」として①~④の方策が記	られます。
		載されており、この①~④は例示であることから、①~④いずれ	
		かの方策が行われていれば良く、また、①~④以外の方策も許容	
		されるという理解で良いか。	
22	II −4−5−1−1	①から④に記載された方策はあくまで例示であり、例えば高齢	
	(4)	者にかかる苦情等を分析した結果、当該苦情を削減する方法とし	
		て、①から④よりも効果が望めるものがあった場合などは、各社	
		の商品特性及び募集形態に合わせて、高齢者にかかるトラブルの	
		未然防止や早期発見に資する取り組みを行えば足りると解釈して	
		問題ないか。	
23	I I −4−5−1−1	各社においては、既に指定代理請求人、親族以外の成年後見人	貴見のとおりです。
	(4)	等、保険募集時に親族以外の同席を求める実務を導入している場	但し、本規定に照らして、顧客の個々の
		合があるが、「親族等」には、こうした親族以外の同席も含まれ	事情に応じ、高齢者や商品の特性等を勘案
		るという理解で良いか。	したうえで、きめ細やかな取組みやトラブ
			ルの未然防止・早期発見に資する取組みと

			してなされる必要があり、こうした観点か
			 ら適切な者である必要があると考えられま
			す。
24	п −4−5−1−1	「保険募集内容の記録(録音・報告書への記録等)・保存」や	貴見のとおりです。
	(4)	「契約締結後に契約内容に係るフォローアップ」等の取組みの適	但し、本規定に照らして、高齢者や商品
		切性等の検証等は、「高齢者や商品の特性等を勘案したうえで」	の特性等を勘案したうえで、きめ細やかな
		適切に行うこととされており、各社商品特性や苦情動向等から、	取組みやトラブルの未然防止・早期発見に
		当該検証等の方法や水準については各社において適切に判断すれ	資する取組みがなされる必要があると考え
		ばよいという理解で良いか。	られます。
25	п −4−5−1−1	今回の改正は、加齢により理解度が低下している等の懸念があ	①については、「保険募集内容の記録(録
	(4)	る高齢者に対して、高齢者以外の顧客に比してより丁寧な取組み	音・報告書への記録等)・保存」は、各保険
		がなされ、加えて、当該取組みの実効性検証や、その結果課題が	会社におけるトラブルの未然防止・早期発
		発見された場合の対処が適切に行われることを求めるものと理解	見などに資する証跡として活用される必要
		している。	があることから、高齢者や商品の特性等を
		上記を踏まえ、以下の点について確認させていただきたい。	勘案したうえで、必要に応じ、保険募集内
		① 高齢者募集における「保険募集内容の記録(録音・報告書	容の記録・保存を行う必要もあると考えら
		への記録等)・保存」については、顧客への適切かつ十分な	れます。
		説明を行うため既に導入している、重要事項説明書類の受領	また、本規定に照らして、高齢者や商品
		及び内容の了知・確認や、顧客の意向に合致した商品・内容	の特性等を勘案したうえで、きめ細やかな
		であることを確認したこと等の記録・保存に加え、高齢者の	取組みやトラブルの未然防止・早期発見に
		特性を踏まえ上乗せして行われる①~④等の「きめ細やかな	資する取組みがなされる必要があると考え
		取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組み」に	られます。
		係る記録・保存が求められている、との理解でよいか。	②、③については貴見のとおりです。

		② 「契約締結後に契約内容に係るフォローアップ」について	
		は、既契約者に対する年1回の契約内容等の通知送付等、各	
		社が既に導入している対応も含まれる、との理解でよいか。	
		③ 最終文の「取組みの適切性等の検証等」については、①~	
		④等の取組み及び記録・保存、契約締結後のフォローアップ	
		等、各社における高齢者に対する保険募集に係る一連の取組	
		み全体について、適切なPDCAサイクルを運営することを	
		求めている、との理解でよいか。	
		例えば、契約締結後に契約内容等の通知を発送したことにより	
		苦情等が増加傾向にあることを把握した場合、その原因が①~④	
		等の取組みの不徹底等によるものなのか、通知物の内容や表示方	
		法が高齢者にとって理解されにくいことによるものなのか、等の	
		視点で検証を行い、必要に応じて改善を図ることを求めている、	
		との理解でよいか。	
26	I I −4−5−1−1	「保険募集内容の記録・保存」「契約締結後に契約内容に係る	「保険募集内容の記録・保存」「契約締結
	(4)	フォローアップを行う」等の取組みは、上段の「きめ細やかな取	後に契約内容に係るフォローアップを行
		組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組み」を例示し	う」といった取組みは、上段の「きめ細や
		たものの一つであるという理解でよいか。	かな取組みやトラブルの未然防止・早期発
			見に資する取組み」の例示ではなく、上段
			で求めている取組みに加えて、両取組みと
			もに行う必要があると考えられます。
27	II −4−5−1−1	「契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行うといった	貴見のとおりです。
	(4)	取組み」の例として、次のようなものが含まれると考えてよいか。	但し、契約締結後に行う契約内容に係る

			•
		・長期保険の契約者に対して、年1回、契約内容等の確認を行う	フォローアップは、高齢者に対するきめ細
		アンケート・DM等の郵送物を送付すること。	やかな取組みやトラブルの未然防止・早期
		・保険証券とは別に、契約内容確認用の書類等を送付すること。	発見に資する取組みであることを踏まえ、
		・電話による契約締結の御礼と契約内容確認のご案内を実施する	実効性のある個別具体的なフォローアップ
		こと。	を検討・実施する必要があり、貴見の取組
		・契約者訪問による契約内容確認のご案内を実施すること。	み事例についても、その観点から各取組の
			具体的内容・方法等を検討する必要がある
			と考えられます。
28	I I −4−5−1−1	「商品の特性等を勘案したうえで契約締結後に契約内容に係る	フォローアップについては、貴見の「誤
	(4)	フォローアップを行う」とあるが、これは、誤解を生じるリスク	解を生じるリスクが低いと考えられる比較
		が低いと考えられる比較的単純な商品においては、必ずしもフォ	的単純な商品」であることのみをもって、
		ローアップを要求するものでなく、例えば高齢者にかかる苦情等	一律に、その必要性が低いと判断するので
		の分析に基づき、各社の商品特性及び募集形態に合わせて、高齢	はなく、高齢者や商品の特性等を総合的に
		者にかかるトラブルの未然防止や早期発見に資する取り組みを行	勘案し、必要な措置を講ずる必要があると
		えば足りると解釈して問題ないか。	考えられます。
29	I −4−5−1−1	「取組みの適切性等の検証等を行っているか」とは、高齢者募	貴見のとおりです。
	(4)	集における苦情を把握し、その原因を確認し、適切な改善策を講	
		じていくPDCAサイクルの構築も、1つの方策であると考えて	
		よいか。	
30	I I −4−5−1−1	本規定は、対面募集を念頭に置いており、郵送やインターネッ	本規定は、対面募集のみならず、郵送や
	(4)	トによる募集について想定しているものではないという理解でよ	インターネットも含めた全ての募集形態に
		いか。	対して求められるものです。
			そのうえで、本規定に照らして、高齢者

			や商品の特性等を勘案したうえで、募集形態に応じた方法により、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みがなされる必要があると考えられ
			ます。
31	п −4−5−1−1	高齢者募集についての具体的な方策等が示されているが、これ	本規定の改正については、公表日より適
	(4)	らを実現するための態勢整備にはシステム対応や周知徹底など一	用となりますが、その時点で態勢整備が不
		定の時間を要することになる。直ちに実現を求めているものでは	十分な場合は、本規定の趣旨にかんがみ、
		ないことを確認したい。	各社において、速やかに態勢整備に取組む
32	II −4−5−1−1	社内規則等に高齢者の定義や保険募集方法を具体的に定め、実	必要があると考えられます。
	(4)	行し、その取組みの適切性等の検証等を行うための態勢を整備す	
		るためには、各社において社内規則等改正の社内手続き、募集文	
		書・事務帳票等の新規作成や差替え、システムの大幅修正、保険	
		募集人等への教育等の対応が必要であり、一定の期間とコストを	
		要するものと考えられる。	
		このため、監督指針の適用時期までに当該対応が出来ない事情	
		がある場合には、対応ができない部分につき一定期間の猶予を認	
		めることとして頂きたい。	
33	п −4−5−1−2	本規定は、個人情報保護法等を踏まえた適切な取扱いを求める	貴見のとおりです。
	(21)②(注)	当然の記載であり、この監督指針の改定によって「法令等に基づ	本規定は、個人情報の取扱いに関して問
	及び	く適切な取扱い」の内容そのものを変更する趣旨ではないと理解	題となった事例を基に、類似する事例につ
	П-4-6-2	しているが、このような理解でよいか。	いても注意を促すために追記したものであ
	(2)①イ. (注)		り、個人情報保護にかかる従来の取扱いを
	(L) () () () () () ()		ノ、同ハ田水体成にからでんかり投入した

34 II -4-5-1-2 本規定に基づく保険代理店の個人情報に係る取扱状況につい					
(21)②(注) て、例えば、保険会社は適宜保険代理店に対する教育・管理・指導を行うことに加え、監査等を通じて実効性を確認するといった態勢整備が求められているという理解で良いか。 35 II-4-5-1-2 (21)②(注) 個人情報保護法第 22 条に基づき保険会社が管理・監督する義務を負うのは、当該保険会社がその取扱いを委託する個人情報(以下、「自社固有個人情報」)に限られている。そのため、本規定の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関してあることから、保険代理店についても通知の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関してあることから、保険代理店についても通知の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関してあることから、保険代理店についても通知の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関してあることから、保険代理店についても通知の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関してあることから、保険代理店についても通知の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関してあることから、保険代理店についても通知の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関してあることから、保険代理店についても過去しております。					
及び					
II-4-6-2 (2)①イ.(注)態勢整備が求められているという理解で良いか。35II-4-5-1-2 (21)②(注)個人情報保護法第 22 条に基づき保険会社が管理・監督する義務 を負うのは、当該保険会社がその取扱いを委託する個人情報(以 下、「自社固有個人情報」)に限られている。そのため、本規定 の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関してなお、個人情報保護法は、保険 ならず、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通ることから、保険代理店についても通るに対して					
(2)①イ. (注)個人情報保護法第 22 条に基づき保険会社が管理・監督する義務 (21)②(注)貴重なご意見として承ります。及び エ-4-6-2を負うのは、当該保険会社がその取扱いを委託する個人情報(以 下、「自社固有個人情報」)に限られている。そのため、本規定 の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関してならず、保険代理店についても通 ることから、保険代理店について					
35II-4-5-1-2個人情報保護法第 22 条に基づき保険会社が管理・監督する義務 を負うのは、当該保険会社がその取扱いを委託する個人情報(以 及び II-4-6-2貴重なご意見として承ります。 なお、個人情報保護法は、保険 ならず、保険代理店についても通 ることから、保険代理店についても通 ることから、保険代理店について					
(21)②(注)を負うのは、当該保険会社がその取扱いを委託する個人情報(以 下、「自社固有個人情報」)に限られている。そのため、本規定 の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関してなお、個人情報保護法は、保険 ならず、保険代理店についても過 ることから、保険代理店について					
及び 下、「自社固有個人情報」)に限られている。そのため、本規定 ならず、保険代理店についても過 II-4-6-2 の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関して ることから、保険代理店について					
Ⅱ-4-6-2 の(注)の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関して ることから、保険代理店について	食会社のみ				
	箇用され得				
(2)①イ.(注) 目的外利用が行われることのないように対応すれば足りるように に則り、個人情報の目的外利用が	ても、同法				
	バ行われな				
も読める。しかし、各保険会社は、自社固有個人情報について目しいよう必要な措置を講ずることが	「求められ				
的外利用されないように対応するのみならず、それ以外の個人情しることとなります。					
報(乗合他社が保険代理店に対して取扱いを委託する個人情報及					
び当該保険代理店が独自に取得し管理する個人情報)についても					
自社の保険の保険募集の際に目的外利用が行われないように対応					
する必要があると考える。これらの個人情報の目的外利用が行わ					
れることなく、法令等に基づく適切な取扱が行われるためには、					
乗合保険会社各社が、自社固有個人情報に係る取扱いを規定する					
だけでなく、それ以外の個人情報を利用し自社の保険商品を募集					
する際の取扱いについても規定することが、本規定の実効性を確					
	保するうえで有用と考える。				

1	Ⅲ -2-12-1(3) ②	本規定は、保険会社の独立性について検証する際の一つの着眼	貴見のとおりです。
	1	点として記載されたものであり、保険主要株主会社の役員又は職	
		員が保険会社の役員又は職員を兼任することを一律に禁止する趣	
		旨ではないという理解で良いか。	
2	Ⅲ -2-12-1(3) ②	本規定は、保険会社の独立性を含む業務の健全かつ適切な運営	貴見のとおりです。
		について検証する際の一つの着眼点として記載されたものであ	
		り、保険主要株主会社が保険会社の業務の一部を受託することを	
		一律に禁止する趣旨ではないという理解で良いか。	
3	Ⅲ-2-12	Ⅲ-2-12 保険主要株主において今回新設された部分において、	保険主要株主審査の着眼点として、主要
		株主からの保険会社の独立性が強調されているが、親会社におけ	株主からの保険会社の「経営の独立性」(監
		る子会社のリスク管理との調和・有効性等に関してはどのように	督指針Ⅲ-2-12-1(3)②)を記載してい
		考えたら良いか。	るのは、株主(グループ)等の利益を図る
			ために、保険会社の経営に不当に介入し、
			保険会社の業務の健全かつ適切な運営が損
			なわれ、ひいては保険契約者等の利益が害
			されることを防止するためです。一方、主
			要株主(親会社)は保険会社(子会社)の
			リスク管理をその健全性確保の観点から適
			切に行うことが当然に求められるところで
			あり、両者は矛盾するものではありません。
少額知	逗期保険業者向けの	監督指針	
1	п −3−3−1 (1)	今般の監督指針改正案では、「特定商取引法における連鎖販売	今般の監督指針改正は、特定商品取引法
		取引あるいはそれに類似する取引を行う組織形態においては、募	上の連鎖販売取引或いはそれに類似する取

集人に対して過度な販売目標の設定や販売促進がなされることに│引による保険募集が、保険業法第 300 条第 より、適切な募集態勢が確保されないことが想定される。」との | 1 項第 5 号の「特別利益の提供」に該当す 現行規定が削除されているが、これは、特定商取引法における連一るおそれがある旨を明確化する趣旨であ 鎖取引販売あるいはそれに類似する取引を行う組織形態において| は、基本的に適切な募集態勢が確保されない懸念が高いことを踏しないか注視していきたいと考えています。 まえ、Ⅱ-3-3-2(2)②にあるとおり、「特別利益の提供」に該当す るおそれのある保険募集がなされていないかをより厳しく監督す る方針となったという理解でよいか。

り、引き続き、不適切な募集が行われてい

保険検査マニュアル

保険募集管理態 勢の確認検査用 チェックリスト **Ⅲ**. 1. **⑥** (ii)

各保険会社においては、営業拠点及び保険代理店の保険募集の 実態を把握するため、監査部門が訪問することによる監査(以下、 立入監査)に加え、例えば、保険会社の代理店担当者等が業務遂|む。)の保険募集の実態等を適切に把握で 行状況を点検すること(以下、代理店担当者等による点検)や、 保険会社が主体となり、代理店に点検を行わせた上で、その結果 | を確認・検証する取り組み(以下、書面による検証)を実施して│担当者等が業務遂行状況を点検すること いる。

- ① 本規定の柱書及びイ、口は、全ての営業拠点や保険代理店へ の立入監査を求めるものではなく、「内部監査等」には立入監査 の他、代理店担当者等による点検や書面による検証も含まれる という理解でよいか。
- ② ただし、代理店担当者等による点検、書面による検証による | 場合でも、本規定の柱書に照らせば、保険会社がそれらの検証|び保険募集人に実際に訪問して内部監査等 結果を踏まえ、営業拠点や保険代理店等を適切に教育、管理、

①については、貴見のとおり、保険会社 が営業拠点及び保険募集人(代理店を含 きるのであれば、本規定の柱書及びイ、ロ の「内部監査等」には、保険会社の代理店 や、保険会社が主体となり、代理店に点検 を行わせた上で、その結果を確認・検証す る取り組みも含まれると考えられます。

但し、本規定のハに規定する無予告での 訪問による内部監査等を実施する場合につ いては、保険会社の担当者が、営業拠点及 を行うことが必要であると考えられます。

		指導を行うことが求められるという理解でよいか。	②については、貴見のとおりです。
2	保険募集管理態	本規定のイ、口は「内部監査等」の結果や、営業拠点及び保険	貴見のとおりです。
	勢の確認検査用	代理店の規模、保険募集の状況、不祥事故発生のリスクといった	
	チェックリスト	点等を踏まえ、保険会社が監査等の周期、その対象となる営業拠	
	Ⅲ.1.⑥(ii)	点や保険代理店の選定、監査項目を検討することを求める趣旨と	
		理解すれば良いか。	
3	保険募集管理態	本規定は、少なくとも、無予告での訪問による監査(以下、無	本規定は、保険会社に対して、必要な場
	勢の確認検査用	予告監査)を実施しなければ監査としての実効性を確保できない	合に営業拠点及び保険募集人(代理店を含
	チェックリスト	場合に、保険会社が無予告監査を実施できる態勢の整備を求める	む。)に対する無予告での訪問による内部監
	皿. 1. ⑥(ii)ハ	ものであり、また、保険代理店との業務委託契約書に無予告監査	査等を実施できる態勢を整備することを求
		を盛り込むことまで求める趣旨ではなく、実際に保険会社が無予	めるものであり、この点が、保険会社と営
		告監査を実施できるような態勢の整備を求めているものであると	業拠点及び保険募集人との関係において確
		いう理解で良いか。	保されていれば貴見のとおりです。
4	顧客保護等管理	平成 23 年 2 月公表「『保険検査マニュアル改定(案)』に対する	貴見のとおりです。
	態勢の確認検査	パブリックコメントの結果等について《コメントの概要及びそれ	
	用チェックリス	に対する金融庁の考え方》」番号 97、番号 103 において、顧客か	
	۲	らの相談・苦情等で記録・保存すべき範囲については、個別の相	
	II.5. (2) ⑤	談・苦情等の重要性に応じて、各保険会社が適切に判断すべき事	
		項であり、顧客サポート等の適切性が確保されるものであれば、	
		一般的な問い合わせ等を含むあらゆる問い合わせが対象となるも	
		のではない旨が示されている。	
		したがって、今般追記された「相談・苦情等について、顧客か	
		ら外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から当該保険	

	I	T	
		会社へ漏れなく報告される態勢が整備されているか。」とは、一般	
		的な問い合わせ等を含むあらゆる問い合わせを対象とする趣旨で	
		はなく、上記の保険会社が適切に判断して定めた範囲において、	
		外部委託先から漏れなく報告される態勢の整備が求められている	
		という理解で良いか。	
5	顧客保護等管理	本規定に基づく保険代理店の個人情報に係る取扱状況につい	貴見のとおりです。
	態勢の確認検査	て、例えば、保険会社は適宜代理店に対する教育・管理・指導を	
	用チェックリス	行うことに加え、監査等を通じて実効性を確認するといった態勢	
	۲	整備が求められているという理解で良いか。	
	Ⅲ. 5. ①脚注15		
6	その他	これまでの立入検査にあっては、裁量行政を回避することが一	貴重なご意見として承ります。
		つの重要な視点になっており、それが現在の保険検査マニュアル	
		の構成や立入検査における指摘の手順にも反映されている。この	
		ことは、裁量行政を回避することができる一方で、立入検査にお	
		いては必ずしも 100%確実な証拠を得ることは難しいことから、明	
		確な証拠を示すことは難しいものの明らかに改善すべき問題があ	
		るような保険会社が、全社一体で問題を認めずに強気の姿勢を示	
		した場合には、指摘を行うことや改善を促すことがなかなか難し	
		く、現状を追認せざるを得ないという面もある。その一方で、最	
		近の金融検査の考え方では、従来のミニマムスタンダード充足の	
		有無に関する事後検証から、金融モニタリングの導入によるベス	
		トプラクティスの推進にシフトしつつあると認識している。この	
		ような考え方の導入は、先のような常に強気の対応を示す保険会	

	1		1
		社にしても改善を促す手段としても有効であると考える。保険検	
		査マニュアルの改正にあっては、このような視点が必要と考える。	
金融技	寺株会社に係る検査	マニュアル	
1	グループ自己資	「個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有の	本チェックリストI. 2. (2)②の通り、
	本管理態勢の確	リスク(保険グループが、より大きなグループの一部を構成して	グループの範囲は各保険グループにおいて
	認検査用チェッ	いるために生じるグループリスクが存在する場合には、そのリス	定めるものとしております。例えば、日本
	クリスト	クも含む。)」とありますが、ここで言う「グループリスク」とは、	法人におけるリスク・プロファイルの把握
	I. 1. ①	グローバルなグループの日本法人としての保険グループにおける	に当たって、海外の親会社等のリスクを検
		リスクを想定しているものでしょうか。	討に含めるなど、実態に応じ、各保険グル
			一プ自らが判断を行う必要があると考えて
			おります。
2	グループ自己資	脚注1として「金融コングロマリット監督指針により排除され	例えば、子会社の購入した投資信託に意
	本管理態勢の確	るものを除く。」とありますが、金融コングロマリット監督指針で	図せず親会社の株式が含まれていた場合な
	認検査用チェッ	排除されないマルチプル・ギアリングとして想定されているもの	ど、金融コングロマリット監督指針Ⅱ-2
	クリスト	をご教示下さい。	-1(1)④で排除されていないものを想定
	I. 1. ①		しております。
3	グループ自己資	「ここでいうグループ及びグループ内会社とは、会計や税務目	会計上重要性に乏しい非金融会社等を、
	本管理態勢の確	的などの目的のために定義されたグループ及びグループ内会社と	一律にグループの範囲に含める趣旨ではな
	認検査用チェッ	は異なる場合があることに留意する。」とありますが、銀行のグル	く、各保険グループが統合的リスク管理を
	クリスト	ープの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。	行うにあたっては、グループの範囲を重要
	I. 2. (2) ②脚注		性に応じて、実質的に判断する必要がある
	5		との趣旨から記載しております。
-	•	•	Z101.1.5

<以上>